

琉球大学学術リポジトリ

いわゆる「密約」問題に関する調査報告対象文書

メタデータ	言語: 出版者: 公開日: 2019-02-15 キーワード (Ja): いわゆる「密約」問題, 条約第六条, 共同声明第8項 キーワード (En): 作成者: - メールアドレス: 所属:
URL	http://hdl.handle.net/20.500.12000/43896

いわゆる「密約」問題に関する調査

報告対象文書

(1. 1960年1月の安保条約改定時の核持込みに関する「密約」問題関連)

【注意事項】

- このファイルは多数のページがあります。
- 印刷する際には留意願います。

(米軍の配備及び使用に関する日本側意図案)

意旨をもつて啓上いたします。本大臣は、千九百五十一年九月八日に署名された安全保障条約に言及する光榮を有します。同条約第三條は、アメリカ合衆國の軍隊の日本國內及びその附近における配備を規律する条件は、兩政府間の行政協定で決定することを規定しております。また、千九百五十七年六月二十一日のロスマニクに締結された合意に従つて設置された安全保障に関する日米委員会は、合衆國によるその軍隊の日本における配備及び使用について実行可能と見做らるることも協定することを含めて、安全保障条約に關して生ずる問題を検討する責務を与えられてゐることが認められます。

極秘

よつて、安全保障委員会によるその任務の遂行に資するため、日本國政府は、次のことが兩政府とアメリカ合衆國政府との間で合意されることを提案する光榮を有します。

A 外部からの武力攻撃に対する日本國の安全の維持に努力するため、合衆國軍隊の日本における配備及びその平常時に於ける使用は、日本國の自衛隊のそれと緊密に調整されるものとする。この調整は、安全保障委員会によつて決定される計画を通じて行われる。

B 合衆國が安全保障条約第一條に基いて日本國以外の諸國の加担に於ける困難の平和及び安全の維持に寄与するため、その軍隊が使用しよるとするときは、合衆國政府は、それら等日本國に於

本合衆国軍隊の用船を管理して、実行可能な限り事前に、日本国政府と協議するものとする。ただし、行政協定第二條第一項にかゝる施設及び区域は、日本国政府の事前の同意がある場合に限り、合衆国軍隊によりその作戦行動のための基地として使用されることとせらる。

合衆国は、日本国政府の事前の同意なくして、戦兵器を日本国内に持ち込まない。これは、日本国内に配備される合衆国軍隊のみなから、同時に日本国内に入る船舶及び航空機にも適用されるものとする。

本大臣は、必要に、貴国政府が協定の日本国政府の組織を受諾せしむるに必要に、その船舶及び受諾を證明される以下の船舶は、貴政府

同の合衆国艦隊に加入するものとすべしとを認許する光榮を有し得ん。

34P 送

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 東京 (3580) 3 3 1 1 番

郵便番号 100-8919

この封筒は再生紙を使用しています

No 1

1

極秘

昭和三十五年六月

日米相互協力及び安全保障条約交渉経緯

アメリカ局安全保障課長

目次

(一)	三十三年九月藤山大臣ダレス國務長官会談に至る経緯	一
(二)	三十三年十月四日より十一月二十六日に至る経緯	九
(三)	三十三年末より三十四年三月二十日に至る経緯	二二
(四)	三十四年三月下旬より五月初旬に至る経緯	三一
(五)	三十四年五月中旬より六月下旬に至る経緯	四二
(六)	三十四年七月より新条約署名に至る経緯	五六
補遺		七五

(一) 三十三年九月藤山大臣ダレス國務長官
会談に至る経緯

一、日米安全保障条約改訂は鳩山内閣以来歴代内閣の懸案であつたが、昭和三十二年六月の岸總理大臣訪米の際にも日米間の安全保障問題は最も重要な議題としてアイゼンハワー大統領との間に取上げられ、その結果、日米安全保障委員会を設け、安全保障の分野における日米両国の関係を「両国の国民の必要及び願望に適合するよう」に今後調整することを考慮する」ことに合意された。

二、同年八月に発足した安全保障委員会は、極東の軍事情勢の検討や米軍の撤退に伴う諸問題の処理について話し合の場を供すること

となつた次第であるが、安保条約自体の改訂問題にまで触れることはなかつた。然る処、翌三十三年五月の衆議院総選挙の前後より、日米間の最も重要な問題である安全保障関係について基本的な話し合を試みるべきであるとの気運となり、本省事務当局においてその具体的準備を進めた。

三 右の準備において、基本的な問題は、わが国の安全保障の基礎を米国との共同安全保障体制の上に置くとの大前提に立ち、米軍の急速なる撤退と自衛隊の漸進的育成という現実の事態に如何に対処して行くべきか、すなわち究極的には米国の日本防衛義務を如何にして条約上確保するかといふことでもつたが、更に従前国

内で絶えず問題となつて来ている核兵器持込問題、在日米軍の作戦的出動の問題等を如何に手当てするかの問題も解決しなければならなかつた。かかる見地から草案として取纏められたものが五月二十四日付「大臣より米大使に懇談すべき当面の安全保障問題について」である。

四 総選挙後の第三次岸内閣は六月十二日に発足したが、この間本省内においても逐次準備を進め、七月十八日の外務大臣米大使会談において先づ日本側より安全保障問題に関する見解を披瀝すべき旨を打合せた。而して同月三十日の会談において、大臣より、(1)共同安全保障体制を充実する問題として(1)自衛隊と米軍の協力

4

の基本関係、(2)在日米軍配備に関する協議、及び(3)軍事援助につ
いて、又は安保条約体制に関して調整すべき問題としてはいわゆる
相互援助型の条約の問題は猶慎重研究を要するも、当面の問題
として(1)在日米軍の日本地域外使用の問題、及び(2)核兵器の問題
を挙げてわが方の見解を説明した。この会談において大使は、日
米安全保障関係を持続性あり且信頼性ある基礎に置く見地より、
日本側は日本憲法の範囲内において相互援助型の新しい条約を結
ぶことが若し可能であるとしたならばそれを希望されるか、ある
いは左様な新条約が可能であるとしても猶現行安保条約によりつ
つ補助的取極をもつて個々の問題を処理して行くことを適当と認

められるや、との質問を提起した。この問題は政治的に極めて重
大な問題であるので、同日の会談においては大臣より総理と篤と
話した上回示すべき旨を留保した。

5

耳 その後偶々勃発せるレバノン事件のための国連緊急総会出席の
ため、大臣は八月十三日より二十四日まで東京を離れたが、同二
十五日、総理を交へて大臣、大使の会談が行われた。この会談に
おいて、総理は、条約を根本的に改訂するといふことになれば国
会において烈しい論議が予想されるが、烈しい論議を経てこそ日
米関係を真に安定した基礎の上に置くことが出来るのであつて、
出来れば現行条約を根本的に改訂することが望ましい旨を強調し、

もつとも新条約のため著しく時日を要するならば現行条約はその儘として補助的取極により個々の問題を処理して行くの他なかるべき旨を附言した。すなわち新条約の交渉は、現実には右八月二十五日の総理、外務大臣、米大使の会談をもつて発足したものと謂うことが出来るが、次いで米大使は大臣訪米準備のため、九月五日一足先に帰国の途についた。

六 外務大臣は九月十一、十二の両日ダレス國務長官と会談したが、安全保障問題は十一日の会談で取上げられた。大臣より日本内外の情勢の変化もあり安保条約問題を再検討すべき時期であるとする旨を説明し、その方法として新条約か、条約改正か、あるいは

は補助的取極によるかが考へられる処、精神としては新条約を作つて国会等において充分論議を尽くし、これを通り越えて日米関係を真に安定した基礎に置くことが望ましい旨を説いた。これに対し、國務長官は、日本政府が米國との共同安全保障関係を維持しこれを如何に改善して行くかを問題としているものなることを多とすると前置きし、米國政府は若し第一の方法が困難であるという場合は第二又は第三の方法に戻るべきを留保しつつ第一の方法の可能性を探求する用意ありと確言し、國務国防両省で研究の上上院関係方面とも原則的な話し合を行ひ十月勿々には東京に於いて討議を開始し得る見込みなりと述べ、更に米國が新条約に

おいて現に条約上有する権利を自ら制限し而も条約上充分な代償なしに新に大きな義務を負わんとする所以のものは米國が法律的の権利義務關係よりも精神的紐帯を尊ぶが故に他ならず、その氣持は日本國民に分つて貰いたい所であると結んだ。

三十三三年十月四日より十一月二十六日に至る経緯

一 外務大臣は九月二十七日帰京したが、降つて十月四日総理、外務大臣、在京米大使の会談が行われた。この間事務当局においては新条約に関する腹案に付準備を進めていたが、同日の会談において米側は新条約案並びにいわゆるフォーミラ案を提示すると共に、國連軍との協力に関する吉田・アチソン交換公文存続に付確認を求めた。

二 新条約は日本憲法と抵触しない相互援助型の条約という命題を与へられていたものであつて、新条約により米國が日本防衛義務を負うという点が多くとも米側から見れば安保条約に対比した場

合その核心的な問題であるから、米側が新条約案として提案するものは、米國が既往において与國と締結して来た相互援助条約の形式を踏襲するであらうことは米國の政府と議會の關係よりしても固より予想される所であつた。而して十月四日米國案は正しくその趣旨で起草されたものであつて、爾後の条約に関する交渉は米側の固執する既成の型と日本憲法上の要請を如何に調整するかということが一つの眼目となる訳であるが、右草案における日本憲法との關係に就ては、第五条において憲法手續の留保があるから、日本は海外派兵等憲法上許容されないことは何等義務を負うこととならず米國も期待しおらずとの説明であつた。次にいわゆ

るフューミッラは日本側が重視している核兵器持込問題及び日本施設の作戦使用問題に就てこれを協議事項とするものであつて、米側はこの種の問題は行政府の専管事項であるから政府間の交換公文とする要ありとしてその骨子を提案せるものである。又吉田・アチソン交換公文は、米側においてはこれを平和条約の附属文書として取扱つてゐるため、その存続を確認し置く要ありとのことであつたが、右は米上院方面において朝鮮における不測の事態に対処することを非常に重視してゐる現れとも受取れた。

耳 前記新条約米側草案は、第五条において形式的に相互援助の形を整へ、更に第六条において米軍の日本の施設区域使用を規定し

ている処、彼我の軍事力の実情よりするも将又米側は日本の憲法の許容する以上の何物をも期待せずとしていることよりも、条約上の権利義務の均衡は、実質的には米国の日本援助義務と米軍の日本の施設区域使用に求められるべく、両々相俟つて双方の利益に合致することとなるという考へ方であることは明らかである。加うるにわが方においては条約地域の決め方に関して憲法的政治的に極めてむづかしい問題があるので、先づ第五条を如何にすべきが最も重要な問題となるのは当然である。すなわち、

(1) 太平洋地域の米領土を条約地域に含める場合は、先づこれに対する攻撃をわが国に対する危険と認めること自体に憲法上の

問題があり、又その防衛のためわが方の施設区域の使用を許与することは既に第六条において約束することであるから右以外に第五条に基くわが方の援助内容如何という議論を招来すべく、これにこれを条約地域に含めることは実質的意味なきに拘らず一世論には日本が新に大きな軍事的義務を負つたとの印象を与えることとなるを避け得ざるべく、
 沖繩小笠原については、これを条約地域に加へる場合は米國施政下にある地域として入つて来るのであるが、これを条約地域から外すことは国民感情上その他種々の難点あるも、他面これを含める場合は前記太平洋地域の米領土の場合と同様具体

ている処、彼我の軍事力の実情よりするも将又米側は日本の憲法の許容する以上の何物をも期待せずとしていることよりも、条約上の権利義務の均衡は、実質的には米国の日本援助義務と米軍の日本の施設区域使用に求められるべく、両々相俟つて双方の利益に合致することとなるという考へ方であることは明らかである。加うるにわが方においては条約地域の決め方に關して憲法的政治的に極めてむづかしい問題があるので、先づ第五条を如何にすべきが最も重要な問題となるのは当然である。すなわち、

(1) 太平洋地域の米領土を条約地域に含める場合は、先づこれに対する攻撃をわが国に対する危険と認めること自体に憲法上の

問題があり、又その防衛のためわが方の施設区域の使用を許与することは既に第六条において約束することであるから右以外に第五条に基くわが方の援助内容如何という議論を招来すべく、更にこれを条約地域に含めることは実質的意味なきに拘らず一世論には日本が新に大きな軍事的義務を負つたとの印象を与ふることとなるを避け得ざるべく、

沖繩小笠原については、これを条約地域に加へる場合は米國施政下にある地域として入つて来るのであるが、これを条約地域から外すことは国民感情上その他種々の難点あるも、他面これを含める場合は前記太平洋地域の米領土の場合と同様具体

的援助内容如何の問題を招来すること必至であり（日本が沖縄に關し何等かの具体的措置をとる場合の法律問題に關し三十三年十月の衆議院内閣委員会等において總理のいわゆる「米國の施政權が凹む」との議論となつた）、更に米國が平和条約において日本から施政權を取上げている地域について日本が米國に對して防衛の義務を負ふといふことは不当であるといふよりな議論から施政權返還問題を絡んで來ることも予想される所である。

連戦の事情は累次米側に説明を試みると共に、最も実情に則した規定の仕方として、条約地域は日本のみとし、沖縄小笠原に關し

ては、これに對して攻撃があつた場合は日本は米國と協議の上適當な措置をとることが出来るものとする形も研究されたが、結局わが方としては条約地域を日本のみとすることが最も適當なりとの結論に達した。米側が結局において条約地域を日本の施政下の地域のみとすることに應じたのは、太平洋地域に關しては日本の憲法的政治的問題より到底含め得ずと判断し、又沖縄小笠原については、これを含めることにより施政權返還問題を刺戟する位ならば寧ろ外すに如かずと認めたのではないかと思われる。

四 条約地域の問題と並んで先づ問題となるのは米草案第三条のいわゆる「ヴァンデンバーグ条項」である。本条項は米側は相互援

16
助条約に不可欠の条項として極めて強く固執することが予想され
たが、わが方の憲法解釈上日本が保持し得る自衛力は日本を直接
に防衛する最少限であるとすれば個別的及び集團的能力を維持強
展させるといふことはその儘では憲法の範囲を逸脱すると解され
る懸念を生ずる訳である。更に原案末段において間接侵略に言及
した点も問題あり、わが方としては第三条の如き規定は置かざる
ことを最も適当とする次第である。

五 米側の草案に関しては、前記諸点の他、(1)第二条の政治経済協
力条項は趣旨としては結構なるも結局は実体なき見せかけなりと
の批評を受けるべきに鑑み寧ろ無用の規定なりとも思料され、(2)

17
前文及び第四条の「太平洋地域」は一般世論に対する關係を考慮
せばこれを「極東」とすることが望ましく、(3)期限に関する第十
条は期限の定めなしとする形は面白からず又十年の点も検討を要
すると認められた。

六 十月四日の米側フオームラ案に関しては、「協議」を「事前
協議」に改めると共に「その時の状況に照らし」を削除せる他若
干の修文を行い、これを議定書の形に整へた案を作成した。

七 行政協定の問題に関しては、米側の考へ方は安保条約に基く行
政協定を新条約第六条によりその儘存続せしめんとするものであ
つた。然る処、行政協定は安保条約に基く協定であつて後者の失

効と共に消滅するものであり、依つて新条約によりこれをその儘
存続させることは法律的に不可能であると解された。新条約の下
においても固より行政協定に代る協定が必要であり、更に従来の
経緯に徴し斯かる新協定は国会承認の対象とする必要があると認
められる次第であつたが、その方法としては、(1)改正すべき点は
改正して新しい協定を作るか、(2)条約が変つたことから必要とな
る技術的修正のみを施して当分それによることとするか、或は(3)
追つて全面的改訂を行つとの前提で技術的修正を施したものを暫
定的に単用することとするか、の三者が考へられる処、(1)は時間
的余裕なく、(2)は政治的に困難であり、結局差当り(3)に依るの他

なしとのことで、米側に対しては先づ(3)を提案することとなり、
なお実質問題としては防衛分担金条項の削除を要請する旨併せて
提案することとなつた。

△ 新条約の交渉は当初は概ね三十三年末からの通常国会に提出す
ることを目途として進められていた処、与党内の事情並びに特に
同年秋の臨時国会における警職法問題に発する政局の混乱により
スロー・ダウンされていたが、十一月二十六日の外務大臣在京米
大使の会談において上述の諸点を纏めて米側に提案した。提案は
書面を以て行われたが、右は日本政府の対案という性質のものでは
なく、討議の基礎として為されたものである。大体の考へ方は十

20

一月五日付「安全保障に関する日米新条約案(三三、一一、四)」に関する説明」に述べられているが、二十六日の文書は十一月四日提案を基礎に更に改訂を加へたものである。二十六日の会談における米側の応酬を要約すれば、(1)条約地域の問題は他の総ての点が満足に解決すれば米側も日本案を受け容れる可能性なきに非るべきも、米国の援助義務の表現に関する日本案は受諾し難く原案に復す要あり、(2)ヴァンデンバーグ条項は若干の修文を行うとしても存置絶対に必要なり、(3)政治経済協力条項は是非存置を希望す、(4)行政協定の存続は寧ろ新条約の前提要件であつて新条約が出来てから又々行政協定の改訂交渉をやるといふ様なことは到

21

底心に難く若し日本側でその大幅な修正を考慮しおらるるならば条約交渉打切りの他なし、といふことであつた。

白三十三年末より三十四年三月二十日に
至る経緯

三十三年末にかけて国内においては主として沖繩小笠原の取扱
に関する党内調整に明け暮れたが、米側との間においてはツアン
デンバーグ条項及び行政協定の問題に就て話が進められた。前
者に関しては「個別的及び集団的能力」を単に「能力」としてこ
れを複数形とすることにより憲法上の難点を回避する案も検討さ
れたが、なまわが方として充分な案には達しなかつた。又行政協
定に就ては十二月十六日の外務大臣在京米大使会談の際も詳細討
議されたが、米側は元々行政協定かその儘存続することが新条約

交渉の前提条件であり、若し行政協定の内容に立入つて交渉する
とならば交渉の前提が崩れる上に、一度手を触れれば二年三年の
交渉となり、条約交渉も見送るの他なしと強調して前途極めて困
難なるを思わしめた。右米側の言分は年初来の経緯に徴すれば尤
もなる次第であり、本来行政協定は極めて技術的性質のものであ
つてわが方としても当初はその改訂を正面から取上げる意向はな
かつた所である。然し乍らわが方としては行政協定に代るべき協
定は新条約と共に国会の承認を求めらるる必要がある事情を背景とし
て与党内一部からも事の性質を充分詳にせずして行政協定全面改
訂論も唱へられて来る事情となり、わが方の内政問題に殆どする条

約交渉の遅延に伴つて三十四年に入つて逐次米側を行政協定改訂交渉に引ずり込んで行くこととなつたのである。斯くして交渉は、(1)条約地域、(2)インデネシア条項、(3)政治経済協力条項、(4)期限、並びに(5)行政協定の取扱の問題を抱えて歳を越すこととなつた。

三十四年に入つて国内において党内調整が迂余曲折している間、本省においては行政協定に関する本格的検討を進めると共に、一月末より関係各省に対する話合に着手した。既述の如く行政協定を条約の変更に伴う技術的修正のみを施して国会の審議に供することは政治的に困難であり、近き将来における全面的再交渉を前

提とする行政協定の暫定的適用は米側の容れ難き所であり、他面わが方関係方面における行政協定全面改訂論は逐日強化される趨勢にあり、兎も角後日問題となるべき諸点はこれを洗い出して対処することが必要となつた。斯かる情勢の下に本省においては条約局を中心としてナトの駐留軍の地位に関する協定、国連軍協定、米比協定、ポン協定等を参酌しつつ基礎的資料として行政協定の各条に亘る全面的改正案の作成を試みると共に、一月末より二月初の間アメリカ局において大蔵、防衛、調達、法務、労働、郵政、運輸、警察、建設、農林、水産、通産、海上保安、地方自治、経済企画、内閣審議室の各省庁を歴訪し、当該各省に

26

おいてこの際是非手を触れる要ありと認める要領事項の提示方を申入れた。条約局を中心とする検討の結論は二月二十四日付の資料に纏められ、又関係各省の要領を整理せる所は二月十九日付行政協定調整に関し関係各省より提示された問題点」の通りである。

三、この間条約に関してもウァンデンバーグ条項に関連する憲法問題その他に就て検討を進めたが、その結果に基き、(1)第一条に国連強化の趣旨を加へ、(2)政治経済協力条項を復活し、(3)ウァンデンバーグ条項は修文の上復活すると共に、(4)憲法に関する留保条項を別条第八条として置くこととし、(5)条約地域は日本の施政下地域とするが援助義務の表現は米側原案に復し、(6)期限は一応

十年とするも国連の措置に関する安保条約と同一の趣旨を以て「期限の定めなし」とする表現に代へる、等の修正を施した案を作成した。

四、行政協定に関しては、三月六日の外務大臣在京米大使の会談の際米側はその受諾し得る改正点を盛込んだものとして一案を提示すると共に、合同委員会における詰取極を新協定下にも引続き存続させるより同意を求め越した。但し協定に関し米側が同意し得べしと申出た所は少数の表現上の点のみであつて、わが方の意図せる所とは著しくかけ離れたものであつた。斯くて米側も協定に関する若干の調整には応ずるの他なしとの態度を示すに至つた。

であるが、わが方に対しては、或程度進んだ所で更に新しい要求が出るのでは際限がないことになるから、具体的な話合に先立つて先づ日本側の要望する最大限を提示して貰はなければ話にならずとの態度を強調した。従つて前記本省の検討並びに関係各省の要望を整理した結果に基き如何に交渉を進めて行かに付苦心を重ねたが、結局わが方の総ての要望事項を整理して五十七点とし、先づこれを「問題点」として総て米側に提示すると共に、その中本省において可能なる交渉の限界その他諸般の事情を慎重考慮してこの際是非交渉の対象とする要ありと認められる諸点に付、性質上自明なものも「調整」、多少とも実質に触れて説明の要ある

ものを「修正」として撰別し、特に「調整」及び「修正」に付米側の考慮を求めるとした。

再 条約と協定の交渉は何の途これを一括して進める必要があつたことは交渉経緯よりするも又米側特に国防省当局が行政協定を重視していることよりするも自明であるが、三月二十日の外務大臣在京米大使の会談において、前記三の趣旨の条約案、フォーミュラに関する議定書案、行政協定に関する「問題点」「調整」「修正」並びに「解釈問題及び懸案」の諸文書を一括米側に手交した。斯くて行政協定の交渉も兎も角軌道に乗ることとなつたが、在京米大使は、協定に関するわが方の要望をその儘本国政府に伝達した

のでは軍当局を交へた作業となり長期を要する交渉となつて日本側の期待に添へざるのみならず条約交渉自体を流産せしめる惧あり、依つて先づ東京において討議してワシントンに説得すると確実なるもののみ限定して行く要ありとの態度をとり、大使自身は東京において日本側並びに在日米軍の間に狭まれる立場に自らを置くこととなると共に、爾後協定に就てはその一字一句までも大臣大使の間でなければ話が進められないという形の交渉となつたのである。

四三十四年三月下旬より五月初旬に至る
経緯

一、条約交渉に関する党内調整は四月に入つて漸く党総務会の決定まで漕付ける等のがあつたが、六月二日の参議院選挙を控えて出来る丈早目に新条約の要綱を発表して選挙戦に臨み度いといふ必要や、七月上旬に予定された総理の中南米欧州訪問旅行に先立つて六月下旬には新条約新協定の署名を了し度いとする必要から、対米交渉の促進に就ては引続き努力が傾けられた。斯くて三月二十日の文書の基礎の上に、同二十八日、四月一日、二日、八日、十一日、十三日、二十三日、二十五日、二十八日と外務大臣

在京米大使の会談が行われ、その結果取纏められた条約案、協定改正案並びに関係文書は改めて一括して四月二十九日夜在京米大使よりワシントンに請訓された。この間の交渉内容は概ね下記の通りである。

二、条約関係

(1) グアンデンバーグ条項

米側は「個別的及び集团的」の削除及び「能力」の複数化には同意していたが、「単独に及び共同して」の存置は強く固執した。依つて三月二十八日、四月一日、二日と話合つた結果、「単独に及び相互に協力して」との代案で考へることとした。

(2) 憲法留保条項

米側はこれに同意していたが、わが方はこれを置かない場合は第三条に憲法留保を置く他、第五条の「憲法の手続」に規定を追加する要ある旨を示して置いた。

(3) 協議条項

主として国内の間接侵略条項除去に反対する向きに対する手当を考慮する見地より、四月十一日、協議条項に極東の平和と安全が脅威された場合のみならず「日本の安全に対する脅威」の場合も追加することとした。

(4) 期限条項

米側は「期限の定めなし」の表現を固執していたが、国連の措置云々を加へることにより、四月一日わが方案に同調した。なお廃棄通告条項に関し、十三日の会談において据置十一年と解されるべき旨確認された。

(例)フォーミラ

米側は議定書形式は議会承認の対象となるが故に難色ありとしたのでこれを交換公文形式とすることとした。なお三月二十八日の会談で(1)米軍の日本出入に関する現行手続に変更なきこと、(2)装備は核兵器のみを指すこと、(3)撤退は事前協議の対象とならざること、(4)基地使用の事前協議は日本の基地から行われ

る日本外のコンバット・オペレーションに限ること、の四点に付確認を求め、四月九日これを文書に整理して送付越した。

沖繩小笠原

沖繩小笠原はその施政権返還の際には条約地域に入つて来ることは自明であるが、国内にはその点の手当と共に潜在主権を確認し置くべきなりとの論もあつたので、これを条約とは別個の文書として残すことを考慮し、四月二十三日の会談で一葉を提示したが、米側は潜在主権問題に触れるなら米側は一九五二年の岸アイゼンハワー共同声明と同様に極東の緊張継続する間は米側は沖繩を保持する要ありと述べざるを得ざるべしとて

二十五日代案を示す所があり、具体的結論には達しなかつた。

三 行政協定

(1) 協定本文

三月二十日のわが方「調整」及び「修正」案に対しては米側は二十八日の会談において極めて消極的且強硬な反応を示し、その後各点に亘り大臣より強く米側に押返した。主として問題とした点は、(1)施設区域提供に関する第二条一項の表現、(2)施設区域の内外における米軍の権利に関する第三条、(3)通関に関する第十一条、(4)労務に関する第十二条、(5)特殊契約者に関する第十四条、(6)民事請求権に関する第十八条、(7)予備役訓練に關

関する第二十二條、等であつたが凡その状況は四月十五日付「政協定調整に関する件」に要約されたとおりである。斯くて或るものに就ては協定の字句はその儘として新に合意議事録を置くことを提案し、又或るものに就てはわが方の問題点を解説してワシントンにおいて対案を考へしめるとの方策をとる等、交渉は難航を極めたのであつた。

(四) 協定発効条項

新協定は形式上は新条約から独立の協定となる処、米側は新協定が発効せざる儘新条約が発効し得るよりな理論的可能性を残さざるより希望していた。この問題は実際には条約の発効条

項に手を触れざる限り完全な解決は得られない次第であるが、四月十一日、二十三日、二十五日、二十八日と回を重ねて漸く先方も納得する形に作り上げた。

(イ) 合同委員会の取極

本件に関する三月六日の米側提案にかかる交換公文案は、合同委員会の取極を政府間の取極に引上げる底のものであるので、これを合同委員会の取極として承継する趣旨に改めることとし、四月十三日、二十三日、二十五日と話合つて内容を改めた。

(ニ) 合意議事録

合意議事録に就ては形式内容共幾多の問題があり、これを全

部書き改めることが最も望ましいが、行政協定自体の交渉が難航している際にそこまで持つて行くことは実際問題として不可能であつた。この問題に就ても四月十一日、十三日、二十三日と話合つた上、二十五日の会談で現存議事録は新しい合同委員会のガイダンスとするという案を提案し米側の同意を取付けた。なおその場合は今回の交渉により合意される議事録は別個の文書となる次第である。

四 吉田・アチソン交換公文

斯くて四月二十八日の外務大臣在京米大使の会談の結果は(イ)条約案、(ロ)フ・ローミラ案、(ハ)協定案、(ニ)新議事録案、(ホ)旧議事録

49

に関する交換公文案、(ハ)合同委員会諸取極に関する交換公文案、の六種の文書に取纏められることとなるが、次いで五月四日米側より吉田・アチソン交換公文の取扱に関し申入があつた。本件は前年十月四日の会談の際或程度事務的に話合つた儘になつていたものであるが、八日の会談において討議の結果、(1)在件交換公文は国連軍協定が存続する限り存続すること、(2)国連軍として行動する場合も米軍は新条約新協定の規制を受けること、を内容とする交換公文案、並びに附属文書として(1)吉田・アチソン交換公文は朝鮮事案のみに関するものなること、(2)同交換公文の「サポート」は補給活動の意味であつて作戦行動は含まず従つて米軍に事前協

44

議なしに作戦行動を行うことを認めるものに非ること、を内容とする文書に付、米側は請訓することを約した。

第三十四年五月中旬より六月下旬に至る経緯

一、外務大臣は五月十二日より十九日に亘る間ヴェトナムとの賠償協定調印のため東京を離れたが、四月二十八日の条約案に対する米側の回訓は五月十一日に、又行政協定に関する回訓は十六日に夫々わが方に伝達された。同月下旬にはダレス國務長官が長逝して大臣は二十五日より三十一日の間故長官の葬儀参列のためワシントンに赴いたが、一方総理は七月十二日中南米及び欧州訪問に出発する予定になつていたので、わが方より新条約は右に先立ち六月末乃至七月初々に署名を了し度き旨を申入れ、五月半ばより六月に亘り交渉を急いだ。斯くて六月二日の参議院選挙の翌三日

より、九日、十日、十二日、十五日、十七日、十八日、十九日、二十日と会談を重ね、条約関係に就ては彼我の間に最終的に意見の一致を見、又行政協定関係に就てもわが方の決断次第で兎も角も取纏め得べき状態に到達したのであるが、二十日を過ぎてわが方において諸般の事情より卒然として署名延期のことに決めたので、六月二十六日先方に対してその旨を通告して了解を求めた。

二、条約に関する交渉

(1) 五月十一日、米側は対案として(1)前文、第四条及び第六条の「極東」を「極東及び太平洋地域」とし、(2)第三条の「能力」に「個別的及び集団的」を復活し、(3)第八条の憲法留保条項は

削除し第五条の「憲法の手続」に「規定」を加へる、の三点を
申越した。

(四) 「太平洋地域」の問題は、米側は、新条約において日本の米
国援助義務なしに米国が日本援助義務を引受けることからして、
米上院を説得するためにも将又相互援助関係にある与国に対し
て日本だけを特異扱するやの感を与へぬためにも是非復元する
要ありと強く主張したが、最終段階に至つて十八日漸くその削
除を承諾した。

(五) 「個別的及び集団的能力」を「能力」(複数)とすることは
九日先方これを受諾した。

(二) 最も難航を極めたのは憲法留保条項及び第三条の表現の問題
であつた。すなわち米側は、第八条の如き憲法留保条項を置く
ことは米国の政府をして自ら米國憲法の解釈を行う立場に置く
ものであり、右は司法権の干犯であつて絶対に同意し難しと為
し、第八条を削除する場合は第三条に「『憲法の規定に従つて』
維持し発展させる」との字句を置くことは検討し得べきも、そ
れ以上の譲歩は全く不可能であると固執した。依つてわが方と
しては第三条の字句の改善に付更に研究を重ね、六月十日憲法
が消極的趣旨であるのに則して「憲法上の規定に従うことを条
件として」との字句を提案した。米側においてはなお相当な難

色があつたが、結局十八日に至つてこれに同調した。

(4) 斯くて条約案文に就ては最終段階に至つて米側も歩み寄りを示し、六月十八日に最終的な合意に到達した。

三 フォーミューラに関する交渉

(1) 五月十一日米側は

(1) 「その時の状況に照らし」を加へ、更に撤退は事前協議の対象外なることを謳ひ、

(2) 不公表交換公文において、(a)米軍の日本出入の手續には変更なきこと、(b)装備の重要な変更とは核兵器のみを指すこと、

(c)日本の施設区域の作戦的使用とはコンバット・オペレイシ

ョンを直接仕掛けることのみを指すこと、の三点を確認する、の二点を申越した。

(4) 「その時の状況に照し」なる字句は、米側の説明によれば協議の際の諾否はその時の状況に応じてするとの趣旨であるとのことであつたが、他面事前協議を行うこと自体がその時の状況に懸るやの疑念を生ずること明白であり、わが方としてはこれに応じ難かつた。米側は六月十八日の回訓においても重ねてその存置を固執していたが、二十日に至り漸く削除に同意した。

(5) 撤退は事前協議の対象外なりとする点は、米國は一定の軍隊を日本に凍結することは約略し得ず軍隊の流動性はこれを留保

するとの基本的立場に強するものであり、その実体は撤退とい
うよりは移動の問題であつてそのこと自体はわが方としても異
存なき次第であつたが、表向の交換公文に撤退自由を謳うこと
は国内に対する関係より面白からず、よつてこれを前記(1)(2)の
他の三点の問題と一括して扱ふこととした。

(二) 不公表交換公文の問題は、先づ今回の交渉に際して秘密文書
を残すことは飽く迄避ける要ありとの根本問題あるに加へ、内
容の四点は当初より口頭で了解されて来たものであるとは謂へ、
特に日本の施設区域の作戦的使用に就ての先方文案の表現は従
前の了解を更に制限したかの疑念を残すものであつた。依つて

形式の問題に就ては、偶々沖繩等の問題に關し「討議の記録」
という形の文書を残すことを検討していたのを利用し、六月十
日の次官米大使の会談において本件も「討議の記録」とするこ
とを提案し、又作戦的使用の点は「直接仕掛ける」という表現
に關して種々検討の結果十二日の会談においてイニシエイトな
る字句を採ることとした。

(三) これ等の点は十八日に至り漸く米側の同意する所となつたが、
二十日に至つて「その時の状況に照らし」削除も話がついてフ
ォーミヌラに關する交渉は完了した。なお右「討議の記録」は
新条約署名の日より以前の日付とすることとし、後三十五年一

月六日付をもつて外務大臣在京米大使においてこれにイニシア
ルした。

四 行政協定に関する交渉

- (1) 行政協定に関し、五、六月に亘つて交渉対象とされた主たる
事項は、(1)第三条の施設区域内外における米軍の権利権力権能、
(2)第十一条の通関、(3)第十二条の労務、(4)第十四条の契約者、
(5)第十八条の民事請求権、(6)第二十五条の防衛分担金、等であ
つた。

(四) 右の内、十四条契約者に就ては五月十六日米側より米軍の指
定を著しく制限的にする提案があり、右は充分満足すべきもの

と認められた。又防衛分担金に関しては、同二十三日米側は同
条項削除に同意するも分担金廃止により浮いた余裕は防衛力増
強に充てられるべき旨何等かの文書を受領し度しとの提案あり、
更に六月十七日右文書の件は同日の会談における大臣の口頭説
明をもつてこれに代へることとし、本件も落着した。

(五) 第三条に関する問題は、(1)「権利権力権能」を「権利」とす
ること、(2)施設区域外は米軍の権利とせず日本側の協力義務と
すること、最少限現行第三条一項末文の「必要に応じ」を削除
すること、(8)現行第二項末文の「一時的措置云々」を削除すること、
等の諸点であるが、例へば「権利権力権能」を「権利」と代へ

るに就ても右は同義語なりとの了解を残す要ありと主張する等、本条に関する米側の主張は極めて頑強であつて、結局施設外の問題は合意議事録で手当し、一時的措置の条項に代る電波障害除去の規定は米側の固執する表現に歩み寄りを行ひの他なかつた。

(二) 通関に関する規定に手を染めることも米側は当初より頑強な反対を示し、結局合意議事録による手当を考へるの他なかつた。又労務関係に就ては、直接雇用労務者保護、保安解雇問題等困難な問題が存するが、事の性質が極めてむづかしい上にわが方内部に於いても問題があつて大規模な改訂は望まれず、合意議

事録による手当も大いに研究されたが結局満足を結論は得られなかつた。

(三) 極めて困難視されていた民事請求権に就ては、六月十九日に至つて米側よりナト協定第八条を全面的に採ることを応諾して来たので、わが方の問題とした諸点は一挙に解決し、細目の調整を残すのみとなつた。

(四) なお合同委員会合意書の承継に就ては、六月十九日米側より五月十六日草案の改訂を申入れて来たが翌二十日これを撤回したので落着し、又合意議事録の扱に関する文書は五月十六日の草案に若干の修正を加へて六月十二日に一応最終化した。

(1) 斯くて行政協定の改正に就ては、わが方としては猶改善を必要と認める幾つかの点を残していたが、翻つて協定交渉の経緯を顧みれば難航を極めたる後既に相当大幅なる改善を見てあり、この際協定交渉を妥決する充分の基礎が出来ていたと判断された。

五 その他の問題

(1) 沖縄問題及び間接侵略の問題に関し、条約本文の外において何等かの手当を試みた方がよいとの観点より、六月上旬より中旬の間「討議の記録」の案が研究されたが、具体的結論には達しなかつた。

(4) 防衛庁と在日米軍司令部の間に若干の運営上の取極があるが、六月十五日米側より新条約下においてもこれ等四つの取極が存続する旨確認を求め越した。本件は防衛庁側においても固より異論のない所であつて、この点は後に条約署名の三十五年一月十九日付をもつて今井防衛庁次官とバーンス在日米軍司令官の間で文書をもつて確認した。

約三十四年七月より新条約署名に至る経緯

一、六月末に署名延期の運びとなつて夏を迎へることとなつたが、秋より冬にかけて交渉は、(1)吉田・アチソン交換公文に関連する問題、(2)沖繩、間接侵略、事前協議、極東の範囲、期限等に関する文書を作成する問題、(3)行政協定に關し特に施設区域内外の米軍の権利、通関及び労務に關する規定の改正、並びに最終段階における(4)相互防衛援助協定の取扱、の四つの問題を繞つて難航を続けた。右の(1)は朝鮮に不測の事態が勃發した場合在日米軍は即刻これに應戰することが出来なければならぬとする米側の至大の関心事に發するものであり、(2)は主として秋の臨時国会の審議や

与党党内事情を反映してわが方として前記の諸点に關し可能なる限り手当てをして置かんとするものであり、(3)は偶々八月三日に西独と關係諸国との間にナトの駐留軍協定を補足する新協定が署名された結果特に問題の三点に關し右協定を參酌して出来る丈の改善を図らんとするものであり、又(4)は相互防衛援助協定に安保条約が言及されている点に付わが方が脱替に關する了解を残さんとしたるに對し米側は同協定の義務の存続のためには明確なる修文を合意する必要ありとしたことに發するものであつた。

二、この間外務大臣は国連總會出席の後九月二十四日ワシントンにおいてハーター國務長官と会談する所があつたが、その際は条約

交渉に就ては立入つた話に及ばず、ただ署名の時期に付大臣よりわが方としては臨時国会と通常国会の間の時期すなわち十二月十五日より二十日の交を希望する旨を表明した。大臣帰京後は右の目標の下に交渉が進められたが、米側は大統領がナト会議等のため十二月三日にワシントンを離れることになつていたので右目標達成のためには交渉は十二月二日まで完了する要ありとのこと、特に十一月後半は連日の如く大臣米大使の会談が続行された次第である。しかしながら前記諸点の交渉は何れも難波を極めて交渉は十二月に持越され、更に若干の点は歳を越して漸く一月十九日署名の直前に至つて纏つたのもつた。

三 吉田・アチソン交換公文に關連する交渉

(イ) 吉田・アチソン交換公文に關しては五月八日のわが方提案以来その儘となつていた処、七月六日在京米大使は特に総理に意見を求め、米側としては本件交換公文を朝鮮事案のみに限定することには異存なきも、万一侵略再開の場合在日米軍も必要に応じ即刻対処し得ると言ふことを極めて重視してある所以を繰返して強くわが方の考慮を求めた。

(ロ) 朝鮮において共産側の侵略が再開されるが如き場合は、わが方はわが国自体の安全からも又国連協力の立場からも国連軍たる在日米軍のわが国からの作戦行動を認めることは寧ろ当然と

開うべきであるが、米側の要望をその儘約諾することは事前協議に関する折角の新たな交換公文の国内的効果を減殺するものであつて容認し難かつた。依つて八月十日総理が中南米欧州訪問より帰京の後、二十二日の外務大臣在京米大使の会談において、前記の如き場合にはわが方はわが国の施設区域の作戦的使用に「同意することを好意的に考慮する」との趣旨を五月八日の交換公文案に一項として付け加えることを提案した。すなわち右は朝鮮の場合の国連軍たる米軍の作戦行動も事前協議の枠外に非ることを明らかにすると共に併せて事前協議は同意を要するものなる趣旨を含めたものである。これに対し米側は日本側の

立場は了解し得るも真に協議の時間的余裕なき場合の手当てが必要なりと主張し、ここにおいて新条約下の安全保障委員会の第一回の会合の際所要の協議を行い置くと言ひ考え方が問題となつた。

降つて十月六日、米側は右の趣旨から交換公文の追加条項と第一回安保委員会の議事録案を提案越した。わが方においてもこれ等文書の表現の他、可能なる代替案に就て苦心研究を重ねたが、十一月二十七日には大臣より重ねて米側の真意を質したる上、交換公文の追加条項は取止めることとし、二十八日安保委員会の議事録の代案を提案した。その後十二月十四日、十五

日、十八日と応酬を重ね、結局二十三日に至つて議事録案に付合意を見た。右議事録は安保委員会の不公表記録となるべきものであるが、案文は三十五年一月六日大臣米大使においてこれにイニシアルした。

四 沖繩等に関する文書に関する交渉

(4) 三十四年秋の臨時国会は十月二十六日より十二月二十七日にわたつて開かれたが、外務大臣は十一月十日両院に対して条約交渉に関する報告を行つた。右国会では新条約に関する議論も繰返されたが、その審議の過程並びに与党安保小委員会の報告等党内事情より、総理は条約に関する若干の点について米側と

の間に了解を文書で残すより希望であつた。この問題に関し十一月二十四日山田次官は、(1)極東の範囲、(2)期限条項に関する条約再検討、(3)間接侵略、(4)事前協議、(5)沖繩小笠原の五つの文書案に付総理に報告し、極力交渉に努力するよう指示を受けた。

(4) これより先、本件に関する米側との話合は、十月二十一日大臣より米使に申入れて後、十一月十九日頃より主として次官と米大使の間で進められた処、米側は、(1)例えば極東の範囲に関する十一月十七日の与党幹事長談の内容を文書で了解すると言つても極東とは本来一般的包括的な用語であるのみならず相互

援助関係にある与国との関係上もこれを具体的に定議することは出来ない相談なり、(2) 条約再検討は条約の安定性を殊更傷うに等しくして同調し難し、(3) 間接侵略に関して文書を作成することは「武力攻撃」の定義の問題を惹起するので容易に承諾し難し、等いずれについても極めて消極的であり、わが方としては文書の内容のみならず形式についても合意議事録、討議の記録、日本側の一方的声明等種々研究し、十一月より十二月にかけて応酬を重ねたが、結局極東は十二月九日に、再検討は同十五日、又間接侵略は一月五日に、文書作成は断念した。

⑤ 神懸については既に六月頃より話に上つてゐたが、本件は結

局合意議事録とすることとし、一月六日に至つてその案文を最終的に確定した。

(二) 事前協議については十一月十九日の次官米大使会談の際、大使は文書の骨子として「協議は共通の合意された見解」に到達する目的で行われると言ふ趣旨を示唆したが、同三十日わが方の要望に対し同じ文書において総ての行動はその「合意された見解に基づいてのみとられる」とまで書くことは断じて出来ないと叙述し、降つて十二月十八日わが方は本件のみは一月に總理訪米の際大統領と直接話合ふこととしてその記録の形とすることを考へ度き旨を提案し、二十一日には米側より共同声明に

66
入れるべき文案を提示し、一月三日日本件は左様取扱いこととして
是となつた。

行政協定に関する交渉

(1) 既述の如く八月三日西独の新地位協定が署名され、わが方は
西独政府より内々これ入手したので、九月八日の大臣米大使
会談においてわが方より新協定が西独協定と対比して見劣りし
ないようにする必要ある旨を説いて特に(1)施設区域内外におけ
る米軍の権利、(2)通関、(3)労務の三点に付米側の再考を申入れ
た。

(4) 従来行政協定に関して極めて頑なであつた米側も右わが方申

67
入には出来る丈歩み寄りに努むべき態度を示し、前記(1)に就て
は十月二十一日の回訓において「権利権力権能」は米軍の権利
の實質に変更なき了解の下に「必要な措置を執ることが出来る」
と改めると共に「必要に応じ」を削ることを応諾して来た。そ
の後更に折衝を重ねて施設区域外に関しては原則としてわが方
が所要の措置を執る趣旨にする等改善を図り、又右了解事項は
新合同委員会の議事録で処理することとして文案は三十五年一
月六日大臣米大使においてイニシアブルした。

(5) 通関関係に関する十月二十一日の米側案は、人に就てはナト
協定並みの譲歩を示していたが、物に関しては、現行第十一条

五項から形式上軍事郵便局を通ずる私用品を外したものの、二項及三項による関税免除物件はその輸出入共検査免除とする^{と云う}奇怪なるものであつた。而して米側は右に固執すること極めて強固なるものがあつたが、十一月二十六日兎も角私用品は検査に服すると云う原則だけは協定上に明らかにすることを米側が請訓する所迄漕ぎ付けた。然し乍ら米側は最後迄私用品は「異わしき場合以外は検査せず」との趣旨を議事録に残すことを主張して譲らなかつたので、大蔵省関係当局とも齟齬を及したる上、十二月三十日に至り協定の規定は現行第五項から軍事郵便局を通ずる私用品を削ることのみを以て止めるの他なし

との結論に到達した。

(二) 労務に関しては、同じく十月二十一日米側は直接雇用関係の既存の調停委員会の権限を拡張して直接雇用間接雇用双方の保安解雇事案を取扱い得ることとし、保安解雇事案の処理は實質的に西独協定方式によることとするよう提案越した。右は米側としても充分考慮の上の提案と認められたが、わが方労働関係当局においては、解雇を認めない裁判所の判決又は労働委員会^の決定のもつた場合主として国内法上の観点より西独方式により米軍を免責することは困難なりとの理由から、保安解雇に関する米側の提案はこれを直接雇用に関する調停手続としてのみ

採用し、別途職事録等により将来における直接雇用の間接雇用切替の足掛りを残す、との二点を以てわが方対案とするの他なしとのことであつた。米側に対しては同時に間接雇用に切替方を交渉したが、直接雇用形態が複雑多岐なること並びに切替による費用負担増を理由として応諾せず、斯くして最終段階を迎えたが、十二月十一日外務大臣、松野労働大臣、林法制局長官、丸山調達庁長官以下会同して検討の結果間接雇用に切替方米側に交渉するとの方針を固め、十八日総、外、蔵、労、防五閣僚において対策を決定の上同日次官より米大使に申入れた。本件は米側特に軍側において極めて困難なる事情ありしは察するに

難くなかつたが、結局一月三日(1)関係労務契約は充分伸縮性あるものとする事、(2)切替による米軍の費用増は最少限にするより日本側も協力する、との二点の了解の下に米側は切替の原則に応じた。

(4) 以上の他、協定の問題としては、第十四条の若干の修文、第十八条四項に関連する個人の請求等についての合意書の取扱の問題は合同委員会議事録で処理することとする等のことがあつた。なお交渉の遅延に伴う三十五年度防衛分担金の問題に就ては十二月十八日了解が成立した。

(5) 合同委員会の合意の承継に関する交換公文はこれを新合同委

員会の議事録で処理するより一月八日わが方が申入れたるに對し十二月米側はこれに応じた。關係文案は一月十八日大臣米大使に於いてイニシアルした。

(4) 十二月三日協定の合意議事録中新協定下にも適用されるべき部分を合同委員会において検討することに合意されたので、九日の合同委員会においてわが方の見解を示すと共に新旧合意議事録を併せて一つの議事録に書き改めるとの腹案を提示し、右話合いは一月七日に完了し、二、三の点を更に調整の上十四日に至り最終的に確定した。

(5) 協定運営上の既往の懸案、すなわち国鉄等三公社の請求権、

終戦処理費安保諸費により建設された電話線の専用使用料金等の問題は、これを新協定に切替られるに先立つて解決し置く要ある旨は夙に米側に説いて来た所であつたが、十二月三十日米側より一つの一括解決案を提示して来た。但しその内容は到底その儘受諾し難いもので、わが方より直ちに對案を出すに至らなかつた。

六 相互防衛援助協定に関する交渉

(1) 相互防衛援助協定中に安保条約に言及された部分を如何にすべきやについては条約局において久しく検討中であつたが、結局その脱替に関する了解を文書で残すこととし、十二月三十日

一案を米側に提示した。

(四) 右に対し、米政府においては本件協定により米国政府が負っている義務を存続せしめるためには協定の修正が必要なりとの解釈をとり、彼我の間に考え方の喰違いを生じて種々応酬があったが、一月十二日漸く交換公文案を確定した。○
新条約及び新協定並びに関係文書は、一月十四日閣議の決定を経て、同十九日、ワシントン白雲館において、わが方岸総理、藤山外務大臣、朝海駐米大使、石井党総務会長、足立日商会頭の五金権と、米側ヘーター國務長官、マックブライサー駐日大使、パーソンズ次官補の五金権により署名された。

補 遺

一、地位協定第十八条五項の問題

新地位協定第十八条五項は海事損害に関しては同条の補償手続から排除している処、沿岸零細漁民保護に欠くるものなりとして主として水産関係方面より強い非難が起つた。よつて三十五年二月頃より米側に対して種々話合の結果、五項の解釈の問題として、(一)浅海動植物増養殖、(二)漁網、(三)二十屯以下件二千五百弗以下の船に対する損害、並びに(四)その他合同委員会を通じて合意されるべき損害、については五項の適用外、すなわち十八条の手続によるものなることを確認し、新協定発効後右解釈に関する文書を作成することとした。

二 地位協定に関する予備作業班の設置

新地位協定の条項中には、第十二条に基く直接雇用労務者の
間接雇用切替、第十八条五項に該当する損害の補償処理手続
の他、出入国、通関等に関し米軍側との間に具体的取極を要す
る事項が存する。よつてこれ等の問題について協定発効に先立
つて準備を進めるため、三十五年六月六日、予備作業班を設け
ることとして行政協定に基く合同委員会をこれに充てるよう米
側との間に取決められた。

外 務 省
東京都千代田区霞が関二丁目2番1号
電話 東京 (3580) 3 3 1 1 番

郵便番号 100-8919

この封筒は再生紙を使用しています

No2

極秘

1部ノ内
1号

①

大 日 本
APR 20 1968

事務次官
APR 20 1968

外務審議官

条約局長

参事官

アメリカ局長

参事官

安全保障課長

福永事務官

核兵器の持ち込みに関する事前協定の件 (昭: 38.4.13)

安全保障課

(4月30日) 大平外務大臣のマイヤンマー大使との会談

際、同大使の最近の国会での核持ち込みに関連、事前協定

に関する昭和35年1月19日付岸、ハグ交換公文(別添1)の閣内

閣事1月6日付不文表文書(別添2)と大使は同年1月15日付藤山、マ

リカ、マ、同の文書と述べた由を同日付文書は同年1月6日付

別添の文書(2)と述べたこと、また、「自衛隊の装備

の重要変更とは中距離及び長距離ミサイル及び...

GA-5

米保

2

る兵器の基地建設を含め、核兵器の日

本への持ち込み (introduction) 意味

は、核弾頭を装備したミサイル距離

ミサイルを含め、非核兵器は含まれず

は、この「持ち込み」と

は核兵器の日本への「placement」意味

は、この「持ち込み」核兵器搭載、

艦船、航空機、一時的に立寄ると

は日本への持ち込みは当分の間

は、この「持ち込み」意向を表明した。

GA-6

外務省

2. その後当局において従来の対米交渉記録、日会

議事録等を調べた結果

(1) 核兵器の持ち込みに関する米日協議の合意は

上記 DR35. 1.6. 付 record of discussion 以外

にはなく、Introduction^(何件)の意味において個別段の

合意もなし。

(2) 安保国会以来^{現在社}の日会高議における政府側の

答弁を検討したか「核兵器の持ち込みは」いか

なる場合にも、とくに短期間でも米日協議の

対象となる」旨の立場で一貫されている。

(1) Introduction の文言自体について米日書 (921229)

におけるこれは placement 以前の段階を意味

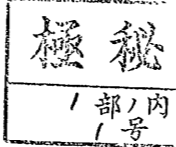
する

ことが確認されたので、^ラ大使の発言については

知るべき機会に上述のラインでコメントすれば

如何かと思はれる。

CONFIDENTIAL



別
件
2

TREATY OF MUTUAL COOPERATION AND SECURITY
RECORD OF DISCUSSION

Tokyo, January 6, 1960.

1. Reference is made to the Exchange of Notes which will be signed on January 19, 1960, concerning the implementation of Article VI of the "Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan", the operative part of which reads as follows:

"Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

2. The Notes were drawn up with the following points being taken into consideration and understood:

a. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.

- 2 -

b. "Military combat operations" is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.

c. "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.

d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring "prior consultation" on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.

Aiichiro Fujiyama

Douglas MacArthur II

CONFIDENTIAL

極秘

別録
3

條約和條約實施に關する交渉の経過

1. 33年9月 露山交渉の経過

条約締結の目的、基本的問題として半島、防化施設

の條約の確保、他、従軍國內の問題、核兵器持込

問題、米軍の作戦的支助の問題、在朝米軍の活動の問題、在朝

米軍の活動、5月24日、大田功米大使の露山交渉の経過

全條約問題、222の取り纏め、11月18日、露山

大田功米大使の露山交渉の経過、12月、露山交渉の経過

37日、露山交渉の経過

2. 33年11月4日と11月26日の経過

GA-6

外務省

2

10月4日、総理、外相、在米米大使との会議の経過

の経過、米例、新條約案、他、所謂7-12案の

提示の経過

7-12案は、旧案の重視、核兵器持込問題、米例

の米軍施設、区域、作戦使用問題、222の交渉事項

の米例、米例は、行政の業務事項、

米例の政府間の交渉の経過、米例の経過

経過、米例の経過

米例、7-12案の経過、米例の経過

米例の経過、米例の経過

GA-6

外務省

削除(其他若干の條文)の修正の形を
 草案を作成した。同案は11月26日閣議の大原則を
 平定した。
 3. 23年末から34年3月20日まで経緯
 3月20日の外相、大連會議の決定、日英協定の
 案、行取協定の閣議の諸大書七半例の平定(15日閣
 議)。7月22日の閣議の決定書案(33年11月26日閣
 議の大原則)を提示した。この際大連條約形
 式と交換公文等決定書の修正の方法と予め研究
 した。この大原則は了承した。

4. 34年3月下旬から5月初旬までの経緯
 3月28日の大連、大連條約の會議の決定 ^{大連條約} (1). 米軍の deployment
 例として7月閣議の決定(閣議)の現行の手続の変更の決定
 (2). 装備は核兵器の決定(3). 撤退は華北協定の対象
 と決定した。(4). 基地使用の華北協定の決定、基地の使用
 以外の日本への military contact operation の決定
 案の正確な決定、大原則は了承した。又、方法
 は決定書の形式は神谷承認の對象と決定した。難色あり
 1. 交換公文形式を主張した。
 前、大連條約、上海條約、確認は4月8日の會議の決定

トキのトキに提出した。

5.34年5月中旬の下旬の経過

5月11日大蔵次官談話にて米側が「Yの時の状況は」

と加之撤退は軍務協定外とのことを明らかにしたと述べた中

に補充して申し述べた。又このことは後者の英法に注

意-張瀬村は32 NATOの地を説明し、尚ほ

の趣意は。尚トキのトキ中の米法は其の趣意

に20の他に、3英法秘書長宛て文をとりよ

りし、其の趣意は説明した。

「Yの時の状況は」は米側の説明に協定の際

の諾否はYの時の状況は明らかにしたと趣意の趣意

の趣意は、軍務協定の趣意は自衛隊の状況は

英法側の趣意は、その趣意は、自衛隊の状況は

に、難航した。米側は6月18日7時、5月11日

に依然として存置の要請をした。11日6月20

日米側は、27英法前に同意の命令の接収した

と説明した。結局 in the light of 此の趣意

にとつた。

撤退は軍務協定の趣意と5日英法米側は、一、

軍務協定の趣意は、その趣意は、

単に流動性確保としての基本的な場から、
 美債の撤退は移動の問題と見做す。わが方として
 この撤退は、依然として公債の交換公文の撤退の自
 由に記すことは困難である。米記に於て
 50-100の範囲で、下は交換公文の撤退に
 裁可を認むべき。
 戦時作戦行動の「直接化」の表示
 閣下は、強硬な態度を6月12日、initiateの語を用いて
 示した。
 7月22日、形勢の問題については、仲絶の問題

閣下「新計画」の形を文書に整理して格好12-1
 に利用し、6月10日の米官-大使間会議の文書に付
 録の記録として米官に提出した。米官はこれ
 を承認した。
 この「新計画」は、新條約案の目的を、日付と
 ともに、35年1月6日として、署名した。米官
 閣下は、イニシャルをした。
 尚、34年5月14日の米官-大使間会議の文書に、取巻了
 解は、内容、同会議の、結果として、美記に、わが方文書の
 米官秘密の、内容を解した。

昭和61年8月4日 倉成新次郎（柳谷大屋、山崎大屋、大平大屋）
 (柳谷大屋、山崎大屋、大平大屋)

昭和62年 7月14日 林田新太郎

大使朝食の際 ラ士使より「華族報告」

に云う『持込米』とは 持って来て置いてお

くことで 検査を塔載の 艦船 航空機

一時立ち寄り『持込米』に 検査しない

ので「はじいり」との意向を述べた。之に

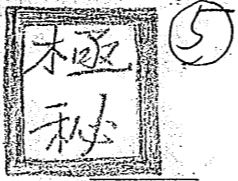
対し大平大臣は 何れにも 見解を述べ

られなかった。[REDACTED]

(ロ) 39年9月24日。ラ士使が大平前大臣に

二の用意を 塔載原理局の 検査大臣に

引渡されたか否か 質問した。ラ士使の



総務 43-12-10
 大屋 43-12-10
 尾崎 43-12-10
 高橋 43-12-10
 大平 43-12-10
 松平 43-12-10
 大平 43-12-10
 大平 43-12-10

準備の必要を要する件
 事前協議の件
 43.1.27 北米局長

1. 1月19日 大屋米土使会後の際 大屋上
 (三木) (高橋)

皇太后の「ライス」等に 用いる検査の問題

に關し、何卒か「意見」拂出の方法なきやと

の趣旨を述べられた。その旨

26日 小室参事との机上にあり。米土使

より 外務次官及び 北米局長に 押し、迄の

経緯を述べた。

2. 参考資料

(イ) 昭和38年4月4日 大平大臣ライレター

GA-5 56.12.10 橋本大臣に對し口頭説明済 外務省
 (後之部 添付)

四五二一 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二二 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二三 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二四 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二五 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二六 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二七 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二八 大平大臣に對し口頭説明済
 四五二九 大平大臣に對し口頭説明済
 四五三〇 大平大臣に對し口頭説明済

昭和57年 1月24日 宇野大臣に口頭説明済 (林田新太郎)
 昭和58年 1月24日 宇野大臣に口頭説明済 (林田新太郎)
 昭和59年 1月24日 宇野大臣に口頭説明済 (林田新太郎)
 昭和60年 1月24日 宇野大臣に口頭説明済 (林田新太郎)
 昭和61年 1月24日 宇野大臣に口頭説明済 (林田新太郎)

印象では引継いで居らぬように思

つた。(我方に記録なし。)

(1) 39年12月29日 陸海軍大臣ラトバ

の答 答に於て 前記(1)の意向を述

べ。若し日本側は問題があれば回答

を述べた。(我方に記録なし。)

(2) 然るにその後 陸海軍大臣の事件に

関し何等の交渉がなされた。米側は

▽ 39年12月以後は、日本側は米側の

(1)の 解 釈 を 認 め 承 認 したものと考

へて来ている。

(亦) 従つて 米側は、日本側が以上の了

解を 承認の上で、国内的に「(1) 米側

は 軍 事 協 議 に 係 る 事 項 に 関 し 日 本 側 の

意に反するとはしていない。(2) 米側は 答

答が 何処に 在り、何処に 在り、と云う

ことは一切 表 示 して いない」と 述べ ている。

されしものと思つて来ている。

3. 海軍条約改訂交渉、特に 軍 事 協 議 事 項 に

関する 交渉 を 通じ、 我方は 殆ど「持込み」

(INTRODUCTION) は 軍 事 協 議 の 材 料 である

との立場をとり、 艦 船 航 空 機 の 「 材 料 的 立

奇りについて特に譲渡した記録も記憶もない。この点はシンソン大使による米側の記録と一致する。1月26日の同大使の演説によれば、米側の前記2(イ)の解決の根拠は、軍事協定に因り、「軍事協定は米軍及びその装備の日本、吾内への配備、並びに艦船航空機が日本の領海及び公海へ入る協会の現行の手続を要するものではない」と云う了解事項にあり、米側交渉当事者は、具体的に言及したことも

~~日本側は前記2(イ)が「一時的主張」に~~

因するものであると云うことは日本側にとつても自明でありと云うことである。然るに日本側交渉当事者は、右了解は軍事協定、条約と地位協定並5条との内には因するものと解し、「一時的主張」に因するものとは思っていなかったのか実情がある。

4. その後新安保条約国会審議の過程において、政府は軍事協定は「一時的主張」を含む一時的「持ちこた」に及ぶものである(但し領海の手裏通航の協会には

及び「す」との立場を貫き、米側は政
府の右の視覚に於て、前記の堅持
の他、我方に異論を唱へることもなく、之
を黙視して来たものである。

5. 本件は日米双方に於て、その政治
的・軍事的に動揺を及ぼさない内容であり、
それゆゑ米側も我方を深追せず
今日に至つたものである。是等、日本
周辺における外的情勢、或は玉内に
おける核問題の認識に大なる変動
ある如き事件が生ずると、現在の
立場を維持し、他をよしと思はれる。

CONFIDENTIAL

極 秘

Tokyo, January 6, 1960.

1. Reference is made to the Exchange of Notes which will be signed on January 19, 1960, concerning the implementation of Article VI of the "Treaty of Mutual Cooperation and Security between the United States of America and Japan", the operative part of which reads as follows:

"Major changes in the deployment into Japan of United States armed forces, major changes in their equipment, and the use of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations to be undertaken from Japan other than those conducted under Article V of the said Treaty, shall be the subjects of prior consultation with the Government of Japan."

2. The Notes were drawn up with the following points being taken into consideration and understood:

a. "Major changes in their equipment" is understood to mean the introduction into Japan of nuclear weapons, including intermediate and long-range missiles as well as the construction of bases for such weapons, and will not, for example, mean the introduction of non-nuclear weapons including short-range missiles without nuclear components.

b. "Military combat operations" is understood to mean military combat operations that may be initiated from Japan against areas outside Japan.

CONFIDENTIAL

CONFIDENTIAL

- 2 -

c. "Prior consultation" will not be interpreted as affecting present procedures regarding the deployment of United States armed forces and their equipment into Japan and those for the entry of United States military aircraft and the entry into Japanese waters and ports by United States naval vessels, except in the case of major changes in the deployment into Japan of United States armed forces.

d. Nothing in the Exchange of Notes will be construed as requiring "prior consultation" on the transfer of units of United States armed forces and their equipment from Japan.

(Initialed)
Aiichiro Fujiyama

(Initialed)
Douglas MacArthur II

CONFIDENTIAL

平成元 八月 十日
徳島 栗山

八、三三 中山大臣 (有馬北東局長同務)、同日
海軍大臣 (同務者なし) 東京より口頭にて
川紙の要旨を本件を説明。

(川紙)

一、米穀条約 (昭35年改正) の仕組

。核兵器の持込禁止 (インポートクォータ) は不前協
定の対象 (米の条約上の義務)

。米軍艦船、航空機の出入、通過は自由、不前
個別に裁断方針の同意不要 (米の条約上の権利)

二、米の核政策

。特定船舶、航空機につき、核兵器の存在は明
示せず (肯定も否定もない) の政策を
方針として堅持

。目的は抑止力の維持及び海空軍の機動性の確保

。従来より米海空軍は各種新術核兵器との併有、近年は潜水艦等もトマホーク(核・非核両用)の配備

三. 五. 五.

。我が国は一貫して善後、通過を含む非核三原則堅持を表明

。米は条約義務は誠実に履行、但不核兵器の存在も否定も否定も不核の政策堅持との立場

。昭38.4 ライシャイ大使、大平外務大臣との持

込4レの解釈もつた問題提起

。昭39.12 ライシャイ、佐々木忠房

。双方の立場もつた互いの諒解のありと立場の理解、但し「条約」はなし。

極秘
無期限
第3部の内
2号

極秘
陸下
事務
局長
事務
局長
事務
局長

海防事務局長

8月15日 スタイグン公使と会議の件
44.8.15 米局長

8月15日 スタイグン公使と会議 海防局長のたより

公使 - 訓令を待たせしめは 話がなかく進まな
いので 若干の点に付 訓令を以て 申上るし。

1. 722号では 自由市場の 條項に 強く こだわ
る向きが多いが 何れかに 共同市場と 一歩の
答言を 示すものと 考へて いる。 ~~米~~ の見地より
自らが 一方的 譲歩の 許容を 認容し ても 可い

陸防局長の たいし Taiwan area と云う字は 若し
Republic of China と云う字を 使つて 政府の 所管に
いる 意味から して 大陸を 含む こと である こと 之を
認容し ざる 限り 共同市場 と云ふ 米局長の
案 案の こと である。 (別添 1)

の うち 12.12 は 之を 取り 扱ふ こと
を する 趣意 から 米局長の 一方の 譲歩を 考へて
みたり。 例へば 仲居の 通過は 米局長の 譲
歩 遂げ たる 支障を 考へて 考へ たり。 と云う
よる 内容が あり たり。

3. 譲り については 前記 申上る 趣意は 主として
いかに 彼に 返答 答に 譲り 考へ たり たり

米局長の 決ま たり たり。 返答 答に 有事の際の
持込 12.12 は 何等かの 了解の 趣意に
依り あり たり たり。 重大な emergency の
際 には 軍事 協定 につき favorable consideration
を 考へ たり たり。 之を 換算 考へ たり たり 85
米局長 考へ たり たり。 之を 日本 側 考へ たり たり

米局長 考へ たり たり。 之を 換算 考へ たり たり 85
米局長 考へ たり たり。 之を 換算 考へ たり たり 85

4. 2. 11. 3. 米側が報告に踏切るとして
emergencyに因り何となくでは到底解決

できない

4 船舶航空機の運送に付了る解決は存続
之水に付水は因る 若し之が本工の事

と云ふことには水は沖港に付上り此種を
了解がなければならぬ と云ふことには

さすを得ない

5. B-52 が颱風に遭て主等と云ふことは
事と云ふことには付水は因る

本館一

1. 因り 台湾と朝鮮の並列は困難あること

申上げたいとありであるが 先づ自格付すべし

2. 12月1日 米側の事案が主として格付すべし

3. 4 12月1日 問題の存在は分つてはいるが 態度
12日何となく申上げられぬ 即

5 12月1日 換塔議と云ふことには付水は 解決
し得べし

公使 - 12日寧ろつき 荒平手を加えたいのび検討
野心的 (別件2)

本館 - 不承取のコメントあり

15 12月1日 我方総理閣下は 沖縄運送問題
自作は 安全保障の問題とは別に 沖縄を本業

の要らざるにあり 此れを安全保障の問題は運送
12月1日 如何にアポイントするかの問題と云ふこと

号方とある

16 12月1日 孫存がき 施設に或は平和条約
3等の懸念があること云う 是れをなくする運送

から親方の書の方を標の方かよ

が7段以内し 現在9104と云う表現は自らの
見出しには書かぬが書かぬとあると云う

海を熱帯せいりて反つて置かざる

又 substantial modification といふ長

改訂語解を採く 若し地位局立の枠内への相
際と云ふこと (先方書) 別の表現も

以上

が8段以内し 若しは 専ら 協定を条件とす

あり得ると云う 語句の研究であらうか (先方書
主) 之れについては 照会を申しあげ 尋ねる

公使 - 12月10日 寧波 ワシントンに送った ワシントン
Rが土字版での reaction は よい step forward

であることであるか 手紙に 自らの申上げを

此外に 113 < 言ひ来るが引く

泡田は 火・水と沖尾に 釘を 変り替ると

話合の事であるが 其の 又は 恰に 焼ける

SECRET

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

別
添
一

The Prime Minister also made clear the basic recognition of his Government that, in particular, an armed attack against the Republic of Korea and against the Taiwan area, if it occurred, would seriously affect the security of Japan. On the basis of this recognition, the Prime Minister stated that, in the event of such armed attacks, it would be the policy of the GOJ to give prompt and favorable consideration, in accordance with the principle of prior consultation, to the use by US armed forces of facilities and areas in Japan as bases for military combat operations from Japan in fulfillment of US treaty obligations.

SECRET

SECRET

Suggested Changes to Draft Joint Communiqué

別
添
二

Paragraph 2 3rd sentence)

The President, while emphasizing that the countries in the area were expected to make their own efforts for the stability of Asia, assured that the United States would continue to honor her treaty commitments in the Far East.

Paragraph 3 (replacing 3rd, 4th, 5th and 6th sentences)

The President and the Prime Minister shared the hope that Communist China would adopt a positive and constructive attitude toward cooperation with the peace-loving nations of the world in regard such matters as arms control and disarmament, and to reflect this attitude in its relations with its neighbors. The President, however, recalled that Communist China had so far refused to join in the United States in a mutual renunciation of the threat or use of force in the Taiwan area, and referred to the treaty commitment of his country to the Republic of China. The Prime Minister expressed his full understanding of the position of the United States, and his conviction that the Japanese Government must also continue to view the situation in the Taiwan area with close attention and concern.

Paragraph 3 (7th sentence)

The President described the earnest efforts made by the United States for a peaceful settlement of the Viet-Nam problem, and reviewed the prospects for an honorable peace in that area.

Paragraph 4

In the light of their evaluation of the situation and the prospects in the Far East, the Prime Minister and the President highly valued the role played by the Treaty of Mutual Cooperation and Security in maintaining the peace and security of the Far East, including Japan, and mutually affirmed the intention of the two Governments to maintain firmly the Treaty on the basis of mutual trust and the common evaluation of the international situation. They further agreed that the two Governments should maintain closer and constant contact with each other on matters affecting the peace and security of the Far East, and on the implementation of the Treaty of Mutual Cooperation and Security.

SECRET

5. Paragraph 5 (1st sentence)

Within the context of their discussion of the prospects and problems of the region, the Prime Minister emphasized the strong desire to have the administrative rights over Okinawa returned to Japan on the basis of the friendly relations between Japan and the United States and thereby to restore Okinawa to its normal status.

6. Paragraph 5 (last sentence)

The Prime Minister and the President also agreed that the United States would retain under the terms of the Treaty of Mutual Cooperation and Security its facilities and areas in Okinawa except as mutually agreed.

7. Paragraph 6 (1st sentence)

The Prime Minister and the President agreed that, upon reversion, the Treaty of Mutual Cooperation and Security and its related arrangements, including the present pattern of rights and obligations pertaining to the use by US forces of facilities and areas in Japan proper, should apply to Okinawa without any substantial modification.

8. Paragraph 7 (2nd sentence)

The President expressed his understanding that the position of the Japanese Government is not in conflict with the principle of prior consultation established in the Treaty of Mutual Cooperation and Security and the related arrangements, and assured the Prime Minister of the intention of the US Government to ensure the reversion of Okinawa to be carried out in a manner consistent with the policy of the Japanese Government as described by the Prime Minister.

to maintain the Treaty on the basis of mutual trust and

Handwritten notes and stamps at the top right of the page, including a red stamp with the characters '秘' (Secret) and '無' (None).

A table with multiple rows containing handwritten Japanese text. The text discusses the August 18 meeting with the US Ambassador and includes points 1, 2, and 3 regarding the reversion process and the status of US forces.

Vertical handwritten notes on the right side of the table, providing additional context or commentary.

方をい、既である 軍務云々は内なる事
指摺は其の通りかも知れない 何れにせよ

宣言内容については、これ何れにせよ

2 出り

3 指摺である

本元一

第3頁 判例の考案云々は honorable peace
と云う字を採りたいと云うことである

銀方案の在の文章 考案は peace based on
justice を that end と代へた方がよか

公使一 語感 この意はワシムより、より軽い
表現を考へて来たかも知れない

本元一

第5頁 判例は mod と云う字を好まぬ

ことであつたが、銀方の考案をもとにして 別添
2 を以て 附に代へては如何
原案

公使一 指摺であると思ふ

本元一

第6頁は 考案の考案の考案をとりこ
考案の考案は、原案がよい
附

公使一 分つた

本元一 分つたに似し

1. "including"以下の挿入句が "transit"を
意圖しての「ならぬ」因る transit には

は 銀方と12は 之には 欲せぬと云う
指摺である

公使一 12の2と云うの grandfather approach
附5 今の3、2 指摺と云う字から入つた

その二あるか - *throughout* + その一部がある
 除外されるか 又は 了解を擴くと云ふこと
 除外に云ふこと
 事一 現狀のまま と云ふの他
 何れにせよ "including" 以下の挿入句は固
 事 *without any substantial modifications* は
 前回の現狀に *substantial* を削るに
 地位協定の枠内で 合同委員会に 協定
 内容の附議を行ふことは 是れを 中絶する
 場合も 共同声明書に 協定 締結に云ふに 實
 際には 合同委員会に 附議 (たか) するに
 依つて 協定 (たか)
 公使 - 今 (何れ) やらぬ と云ふ 表現は 固
 定 *without* 以下に 削る わけに 行か

TSI 二 其れに 特別 取決 (たか) と云ふ
 こと 以下に 行ふ
 事一 現狀は 其れ 通り だが 「特別 取決 (たか)
 以下」と云ふ 是れ 協定 内容 内 何れ 一 つ の 重要 ポイント
 であること 前段は 交渉 あり 未だ 未だ 持つて
 行か ない こと あり 取決 (たか) は 固
 こと 行務 権 の 範囲 内 合同 委員会
 以下 なる 事は 協定 内容 あり
 公使 - "without modification of these
 arrangements" と云ふ 表現 あり 以上
 以下 云ふ 是れ 更に 協定 内容 あり
 事一 第 8 条 は 今 査 する こと あり 査 する こと
 以下 なる こと あり 第 8 条 と 第 9 条 は 大體 同
 understanding の 内容 が 異 なる こと あり 米 案
 GA-B 外務省

の "understanding" の内容は日英辞書6項が1
文に配列されている。よって - の項と12
 項、第6項の項を併せて一項とし、その
 項冒頭 "discussed" の前には "further" を入れ、同
 項の文 "expressed... and" を削った形とすると
 文が通る。
 以上一語一語による理解である。何れにせよ
 前記の項の上及びその下は内容を
 正確に伝えている。何れにせよ、その旨は
 正確に伝えている。一方の項は12項
 以上。第6項は朝鮮半島と台湾の
 並列は依然として存在する。
 以上一語一語による理解である。何れにせよ
 前記の項の上及びその下は内容を

の項は、第6項の項を併せて一項とし、その
 項冒頭 "discussed" の前には "further" を入れ、同
 項の文 "expressed... and" を削った形とすると
 文が通る。
 以上一語一語による理解である。何れにせよ
 前記の項の上及びその下は内容を
 正確に伝えている。何れにせよ、その旨は
 正確に伝えている。一方の項は12項
 以上。第6項は朝鮮半島と台湾の
 並列は依然として存在する。
 以上一語一語による理解である。何れにせよ
 前記の項の上及びその下は内容を

公使- 協理 紳士 警察に 控内 野の 見直しを
 して おは たり ぬ とも 具は 同感 あり。 終て
 今 週末 まで に 命令 を 期待 して いる。 今 上
 で 8 日 の 土曜 は 与 院 とい ども 此 進 月 曜 に
 米 土 曜 日、 外 務 大臣 も 紳 士 協 理、 大 上 下
 協 理 に 紳 士 協 理 とい ども 如何 か とい へ ば
 大 協 理 は 協 理 と 直接 交渉 した 上で 控内
 野 は 最終 的に 決 め る。 とい へ ば こと あり かつ
 左 の 場合 に 協 理 は 次 号 に 出 発 する こと は 不
 可 能 だ と思 へ ば。 非常 時 持 込 の 内容 に つ いて は
 大 協 理 の 場合 上 げ は 上 り 既 確 定 法 を 期待 する
 と思 へ ば。 米 協 理 長 官 を 平 塚 大 上 下 の 方 だ と思 へ ば
 米 協 理 - 今 迄 協 理 の 法 を 握 下 げ ぬ こと は 不 可 能
 だ と思 へ ば。 非常 時 持 込 に つ いて 若 し 協 理 が 使用

の 内容 を 持 込 され たり 米 協 理 は 亦 之 用 意
 あり かつ
 公使 - 一般 的に 米 協 理 は 米 協 理 を 内容 に つ
 いて あり かつ 使用 は 日本 内 部 内 部 内 部
 核 心 部 が あり かつ こと あり かつ 米 協 理 余
 米 協 理 の 余 地 の ない 場合 には ない かつ
 米 協 理 - 東 韓 半 島 の 場合 の 米 協 理 は 米 協 理 が
 内容 と あり かつ 得 べき
 公使 - 協 理 の 使用 を 米 協 理 外 部 外 部 外 部 外 部
 上 げ たい 場合 は 米 協 理 の 同意 を 得 なければ
 なら ない とい へ ば 当然 である と思 へ ば
 米 協 理 - 何 れ にも せ ば 米 協 理 に入 入 する こと は 時
 間的 にも 到底 与 院 であり。 法 は 非常 時 持 込
 あり かつ storage に つ いて あり かつ こと あり かつ 米 協 理

すうにせよ 簡單には行かない

他の二頁に記されるし. transit 問題は何と
も平の記述がない

公使 - 今のまゝと云うこと

李君 - 今の記述がないので 双方何も言は
ぬと云うことである

朝鮮半島の件は. 意見は上れば? 我方は
reconfirmation は絶対にする ことである

公使 - 事は reconfirm 方針あり. 之を推進して
現在の ~~半島~~ 閣議者の考は 半島からは
この問題は記述がない ことである

外 務 省

東京都千代田区霞が関二丁目2番1号

電話 東京 (3580)3311番

郵便番号 100-8919

この封筒は再生紙を使用しています

No3

大政事外外儀官
務典房
次次
臣官官審審長長
儀総人備厚計
書文会在海

調査長
領移長
参企析調
参領旅査移

ア次地中東
長参北東西
参北北保
中南審
欧参西東洋
長西東

近ア長
経次総経国資
源海博
長参質統国博
経参政技一理
協長書国技二
条参協規
国参政経科
長軍社専
情参道内外
長文参一二

電信写

総番号(TA) 71563
74年 月30日 01時00分
74年 10月30日 10時07分
菅 長
発着
本 省

外務大臣殿 森(大使) 臨時代理大使 総領事 代理

部内連絡

極秘 大至急
東コウ次官へ 安川大使より
本件についての本使のとりあえずの見解次の通り。
1. 本件交渉に当り最も重要なことは、事態をそのまま放置すれば、日米安保体制それ自体を危たいにひんせしめる点につきキツシンジャー長官の十分な理解を得ることであり、これが可能となれば本件処理に当つての諸般の処置につき米側のゆう断を期待しうるのではないかと考える。なお、本使としては、本件はフオード大統領訪日の際木村大臣よりキツシンジャー長官に正式に申し入れるべきものと考え、これに先立ち本使より事前に事態を十分に説明しておくべきものと考えてるので所要訓令を部内連絡にて得たい。
2. 事態が現在に立至つたのは、そもそも新安保締結交渉当時、米側がわが方にその立場を解明するのをおこたつたことに起因するのであつて、今後過去の経緯の対外的説明に当つては米側も最大限の協力を行うよう要求し得るもの

外務省

注 意
1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL2172)に連絡ありたい。

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係(TEL2172)に連絡ありたい。

極秘

電信写

と考える。
3. 本使としては、本件交渉に当り特別扱いすべきは関係艦船の一時寄港及び領海通過のみとし、前者については一時寄港の建前上寄港期限を定める問題が当然生ずると思われ、その場合ミッドウェーの事実上の「ぼ滞化」の事態については何らかの形によるせ正を極めて困難な問題ではあるが要求する必要が生ずると思われる。
4. なお、在米大使館において本件を承知しているのは、本使のほかクリ山参事官のみである。念のため。
(了)

外務省

部内連絡

極秘

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

総番号 (TA) 74年 月 日 時 分 米 国 発 着
 74年 11月 9日 16時 10分 本 省 着 米 長

外務大臣殿 安川 (大使) 臨時代理大使 総領事 代理

(部内連絡)

極秘 大至急

トウゴウ事務次官へ

本使8日夕 ハビブ次官補を公ていに招き余人をまじえず
 こん談したところ要旨次の通り。

米
 /、当方より核兵器問題について在京大使館から何等かの
 報告に接しているかと問うたところ日本政府が本件を RE
 CONSIDERしているとの報告に接していると答えた
 ので、当方より本件について日本政府が RECONS
 IDERしていることは事実であるが、未だ何等最終決定には
 至っていない旨前提した上、ラロック証言をめぐる日本国
 内の UPROARは一応おさまつてはいるが、次の国会等
 て問題が再ねんすることは必至であり、その際日本政府は
 極めて困難な立場におちいることを考慮し、この際黒白を
 明らかにし核武装した艦艇の一時寄港ならびに領海の無
 害通航を事前協議の対象から除外することを考慮中である
 と述べたところ、先方は、そのような決定を日本政府が行
 なつた場合、日本国内の反響如何と問うたので、それはU

安川 参

外務省

大政事外外儀
 務務典房
 次次
 臣官官審審長長
 儀総人電厚計

書文会在海

調査長 参企析調
 領移長 参領旅査移

ア 次地中東
 長 参北東西
 参北北保
 中南審
 欧 参一
 参西東洋
 長 西東

近ア
 長 参書近ア
 経 次総経国資
 長 参貿統国海
 経 参政技一博
 協 書国三
 長 参協規
 国 参政経科
 長 軍社専
 情 参道内外
 長 参一二

注意

- 1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
- 2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

NEATHONABLE REACTIONを生むてある
 うと答えたところ、先方はそれならば従来通り本件は AM
 BIGUITYのままにしておいた方が安全ではないかと
 述べたので、当方より何れの道を選んでも大きな RE
 含むこととなる。AMBIGUITYのままにしてい
 て、将来再びラロック証言に類した事例が絶体に起らな
 い保証があるかと問うたところ先方はちんもくした。

次いで当方より、本件に関する従来の日米間の接触の経緯
 を説明し、米側は当初、フジヤマ・マッカーサー間で口頭
 による確認があると主張したが、米側はほんとうにそのよ
 うな記録があるのかと問うたところ、そのような記録はな
 い。しかし、秘密了解文書第2項は間接的な表現ではある
 が当然のこととしてTRANSITは事前協議から除外さ
 れることを意味するものと解釈していると答えるとともに
 、この事はかつてジョンソン大使からも日本側に申入れた
 はずであると述べたので、当方よりそのことは承知してい
 るが、日本側がこれに同意した事実はないと答えておいた
 。

次いで当方より、仮りに日本政府が新たな決定を行なつた場
 合の国内の反響が重大問題であることは当然のことながら
 、日本政府としては過去の経緯について日本国民に如何に
 説明するかについて最も慮している次第であり、かりに

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

も日本国民をだましていたということになれば、それは単に過去の問題に止らず、将来の日米安保条約に対する日本国民の信頼感に重大な悪影響を及ぼすことになる」と述べたところ、先方は米側としては従来通り事前協議に関する約束はちゆう実に守ってきたと公言することは可能であるし、またTRANSITについて一切秘密約束はなかつたということ公言することも可能であると答えたので、当方より、それは最少限の要件であるが、それだけでは十分ではない。

米側にとつて過去においてTRANSITといえども日本に核兵器は持ち込んだことはないと公言することは不可能であるとしても、せめてラロックのNAVAL VESSELS WHICH ARE CAPABLE OF CARRYING NUCLEAR WEAPONS ALWAYS CARRY NUCLEAR WEAPONSという証言は正しくないことぐらいはいえるはずではないかと述べたところ、この証言が正しくないことは事実であるが、それを公式に言明できるか否かは現在自分にはいえないと答えた。

次いで先方より、本件はフオード大統領とタナカ総理の会談で取り上げられるのかと問うたので、当方より、冒頭に述べた通り本件については未だ検討中の段階でフオード大統

- 3 -

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

領訪日までに日本側の結論が出るか否か不明である。また結論が出たとしてもおそらく本件は木村大臣と「キ」長官との会談で取り上げられることになろう。フオード大統領領訪日の際、とう突に本件を取り上げたのでは、米側をEMBARRASSすると思ひWARNINGのつもりで全く非公式に取り上げた次第であると答えたところ、先方は事情を了とし、でき得れば本使出発前にも本件についての日本政府の立場を確認したいと要請するとともに、若し日本側の政策決定がなされた場合はフオード訪日の時期にこれを公表することになるのかと問うたので、当方より、そのようなことは先ずあり得ないと思う。仮りに基本的な政策決定が行なわれたとしても航空機のTRANSITや領空のOVERFLIGHT、核武装した艦艇の日本近海での演習、航空ば艦のMOTHER PORTINGの問題等があり、これ等の問題について更に米側と接しようする必要があり、これは時間的にも無理があると答えておいた。(ハビブは以上の様な具体的問題があることについては余り事情に通じていない模様であつた。)

2、当方より、自分は今のところ/3日午前当地発帰国の予定であるが、その前に短時間でもよいから「キ」長官との会談を希望している旨述べたところ、先方は、「キ」長官の日程が再々変わるので困わくしている。トルコ訪問が中

- 4 -

極秘

注意

1. 本電の取扱いは慎重を期せられたい。
2. 本電の主管変更その他については電信一般問合せ係 (TEL2172) に連絡ありたい。

電信写

止となり、本日よる帰国の予定が急に変わり、現在チュニジアを訪問中であり、帰国は明9日よるとなり、到着次第大統領滞在中のキャンプ・デービッドに直行することとなっている。実は//日に国務省事務当局と長官との間で訪米に関する打合せを予定していたが、キャンプ・デービッドで//日/2日両日エネルギー問題等につき政府首のうの協議が行なわれるので、「キ」長官が何時ワシントンに帰つて来るかもわからない状態であるので、貴使の出発前の会談は極力努力するが約束できないと答えた。

(了)

(写校済ノケオ)

安全保障課長

44.11.18 84

極秘
 10部の内
 9号

安保条約問題
 (総理発首案)

- 1 日本政府は、安保条約を日米間の友好協力関係の礎石として引き続き堅持して行く考えである。同条約は、日本の安全に寄与するとともに、更に極東における国際の平和と安全の維持にも重要な役割を果たしており、相互信頼が日米安全保障関係を強固な基礎の上に維持して行くに当たつて緊要である。
- 2 核の問題は、日本においては、原子爆弾についての独自の体験があること及びこの問題が戦後初期に「米因」の核兵器ということできわめて政治的な問題となつてしまつたことの原因から、きわめて取扱いの難しい問題である。このような背景の下に、1960年の安保条約改訂の際、核兵器の日本への持込みは、両国政府間の事前協議の対象とする旨が了

解され、それ以降、米国は、この問題に対する日本国民の特殊な感情に十分配慮するとの立場をとつてきている。1960年の交渉当時の関心事は、ほとんど専ら戦略核兵器を日本に置く問題に限られていたが、その後の戦術核兵器の発達は、事態を大きく変えるに至つた。その間に日本においては、非核三原則が定着してきたという事実がある。このような状況において、先般のラ・ロック発言は、いわゆる「核兵器の持込みの問題」を日本において大きな政治問題化したのである。

3 この問題に関する両国政府の立場は、米国としては、核兵器の存否はいつさい明らかにしないということ及び核兵器の持込みは事前協議の対象であるということで一貫してきている。日本政府は、持込みの前提要件である事前協議が行われていない以上、

核兵器は日本に持込まれていないとの立場をとつてきた。しかしこの問題は、いまや、安保条約、更には両国間の相互信頼のきずなそのものの信頼性にかかわる重大問題となつている。

4 日本政府は、この問題について、米国のアジアにおける軍事的抑止力の維持の必要性に妥当な考慮を払いつつこの問題に対処するための可能な方策を検討しているところ、大統領におかれても、本件の重大性を認識されることを要請する。

極 秘
無 期 限
10部の内
9号

安 保 条 約 問 題

(総 理 発 言 用 説 明 資 料)

- 1 先般のラロック発言を契機として論議を呼んだい
わゆる「核持込み」についての問題点は、事前協議
が一時立寄りにも適用されるとの政府説明にかかわ
らず、一時立寄りは除外するとの秘密協定が存在す
るのではないかとの疑問、政府の否定にかかわらず
ラロック発言、ミッドウェイ乗組員証言、NYタイ
ムズ記事、米上院外交筋書明等々の各般の情報は核
の存在を裏づけているではないかとの議論等が従来
になかった深刻さをもつて生じていることにある。
- 2 かかる事態に立ち至つた背景については、経緯と
しては、「いつさいの核を拒絶する」との野党及び
マスコミの強い姿勢に対して政府が正面からの対決
を回避してきたところに問題はあるが、直接には、

安保条約締結当時には存在しなかつた米国の核兵器
(特に戦術核)の拡散体制及びミッドウェイの横須
賀母港化による頻繁な寄港が主因となつていると見
られる。

- 3 これに対する対応策としては、日米両国政府の間
で率直かつ突つ込んだ協議を行つて、最終的には「
核の持込み」については事前協議が必ず行われるが、
他方「核の持込み」に該当しない場合は、核を積載し
た艦船の領海通過、寄港それ自体は、原則として事前
協議の対象とならないとの立場を打ち出すほかないと
考えられる。この場合において、決定しておく必要が
ある問題点は次のとおりであり、米國と協議するに当
たつてはこれら諸点の可否につき我が方の最終的立場
をつめておくことが必要である。

(1) 該当しない場合とは、艦船については領海通過及

び寄港である。

(2) 通過中又は寄港中に核兵器を使用する場合は事前協議に係らしめる必要がある。

(3) 寄港は施設区域のみに限定する。

(4) 寄港期間に制約を設ける。

(5) 常時核装備のボラリス潜水艦については、上記(1)の例外とし、領海通過、寄港を認めない。

(6) 核搭載航空機についても上記の例外とし、上空通過、寄港を認めない。

(7) 発生した事故についての米国政府の責任は原潜入港の場合の処理手続に準じた形で処理する。

4 対応策については、米国と、十分な協議を遂げる必要あるべきところ、その結果については、両政府間の了解をなんらかの方式による合意によつて確認すべきか又は政府の一方的解釈の問題として処理す

べきかの問題があるが、安保条約締結の後に進展した新事態に対処するためとの大義名分を掲げて、合意の方式を選択することが妥当と考えられる。

5 日米間で合意するに至つた責任について、米国が専ら悪かつたとの立場をとることは対米交渉上米国を引き出すことができず、前記の新事態は米国側の事情によるものではあるが、日本側としてもこれに対応する措置をとつてこなかつた責任を有するとの痛みわけの立場をとることが必要である。

木村 大臣
事務次官
官房長

条約局長
条約課長

安全保障課長

1-1 米局長
1-1-1 米局長
1-1-2 米局長

極 秘
無 期 限
部 内
号

三木総理
仰せ
御
見
察
を
承
知
す
ま
す
。

昭49. 12. 3.

山崎 米局長

フォード大統領訪日の際核問題に関して
行われた会談詳録を別添のとおり可覧し

ます。取扱いは十分御注意下さい。

別添1. 昭和49年11月19日の田中総理と
フォード大統領才1回会談における核問題
詳録

別添2. 昭和49年11月20日の木村外務大
臣キレンジャー副局長官会談における核
問題詳録

別添1.

昭和49年11月19日の田中総理フォード大統領
才1回会談における核問題詳録

昭. 49. 12. 3.

田中総理: 最後に核兵器の内題について
日米とアジアの平和に必要な柱である。この条約は
一言し左い。日米安保条約は、日本への核

兵器の持ち込みを事前協議の対象としている

が、当時は主として戦略核兵器を頭に

おいていたものと思う。その後戦術核兵器

が非常に発達してきた。核兵器による抑止

力という米國や欧州の考え方は自分として
 は理解できるが、日本では核兵器に関し
 て過去の経験に基づく特殊な感情がある。
 また、これを政治的に利用しようとする人々
 がいる。核兵器の持込みの疑惑がわが
 國でやかましく言われるようになったのは、
 ミッドウェイの母港化等を契機とするもの
 である。米國の核の傘の下で、日本の安
 全が保障されているのは事実であるから
 この核の疑惑に対する日本国民の質向
 に米側として答えるに困るであらうか。

かかる日本国民の核兵器に対する敏感な感情は
 特殊な考え方があるのも事実である。この点
 は理解していただきたい。野党等から提
 起される問題は不毛の議論かも知れない
 が、日本政府としては、この政治的課題に
 答えるなければならぬ立場にある。これは
 ラロック証言以来特に然りである。つ
 ては本件につき米側の理解と協力を
 得たい。

フード大統領：日本国民の核兵器に対す
 る特殊感情については自分も十分承知
 している。また、日米安保条約でこの

問題がいかに取り扱われているかという
(familiar with the terms and language of the Treaty)

こともよく知っている。また、この問題が

日本において大きな政治的問題で

あることも十分承知している。自分はこの

問題の解決につき、できるだけ協力し

たいと思う。日米両国政府が協力^す

(positive something can be worked out)

れば、必ずや解決策は見出されるもの

と信じる。詳しいことは、マツシタ

(木村大蔵と)

長官と話してもらいたい。何れに

しても、この問題のために日米の特別

な友好関係を害するようなことがあって

はならないと思う。

別添ス。

外務省

極秘
無期限
1 部の内
1 号

昭和49年11月20日の

(木村外務大臣・キッシンジャー-国務長官

会談の核由題 ~~要~~ 要録

評 昭49.12.3

(大佐刊。倉澤。エネキ-由題)の
関連で、日米の安全保障は軍=軍事面=

限らずかかる経済由題にもかかわる
在範内側面を有している。指摘され

一端を説く核持込由題

77. フロック証言は、日米間の協力関係

a credibility に由題を投げかけている
ことは事実である。と述べた(に對し)

キッシンジャー：私の持論の一つは、

軍の中で大佐級には優秀な人が沢山

いるが、将官とすると優秀な人は少い

と云う。スコウロフ補佐官代理は最近
(頭がはげないうちに)

中將に昇進した。彼の頭脳は大佐

GA-6

外務省

2

並みである。(笑声)

フロックの証言は、~~いかに~~ 核

La Roque

をわづかに思う。(La Roque, we could
have done without)

大佐：フロック証言に関連して、現実の由題
が起きている。この由題 ~~は~~ は、この間

同日政治上最高レベルの政治的決定
を ~~維持する~~ 今日二の場
(を要する問題であるが、)

詳細に触れることは適当でない
今後日米の ~~関係~~ 政府間で証言を行き

か。

キッシンジャー：核についての日本国民の特殊
な感情 (special sensitivities) は理解

する。卒直に言って、作戦上の最少限

GA-6

外務省

必要とする ^{いんかの} 条件 (certain minimum operational necessities) が有り、これ ^{が先ず}

○ ~~先ず~~ ^{先ず} 西部太平洋地域の安全の脅威にこれらも及ぶ。また、この国 ^の 関与 ^の 結果として、一日先例を伴って、この「1971」も及ぶ。収拾がつかない (unmanageable) という問題もある。このため、米国の場合、日本国民の ^{特殊} 特殊感情を最大限考慮に入れる必要がある所である。(We will go to the absolute limit of taking your special sensitivity into account.)

○ 今日の一の合意が緊急用には記録 ^の 最良の機会に付、この最大限

GA-6 外務省

の発言には同意であり、今後日本側より ^の 対応に誰かを派遣するが、あるは、

○ 米側側より誰かが東京に率て訪合はる ^{こと} については如何かと思ふ。

○ 大臣：日本国民の特殊感情を理解して、この点に appreciate する。

今日の一の節ではこれ以上お話しすることは避け、貴賓の示唆は多とする。
(西政府内で訪合はることは、この)

○ 以上、本問題がわが国の国内政治上最高の政治的決定を要する問題である ^と 認識し、
あり、~~は~~ 申しあげておく。

○ ^加 大臣：今日本問題に日本政府 ^が 対応に (in a statesmanlike fashion) 処理して来れば appreciate する。

GA-6 外務省

(会談の終りに於て、対ソレ又説明
及び打合を以て、木村大臣より、~~核~~

持込の由題に於ては、~~高~~方より日本国民
の特殊な感情を説明し、~~核~~
~~首を述へ~~

今後二の由題を特に両政府間で
せよ上での話し合いが行われ、~~核~~点は一切

公けせず、~~核~~安保条約の運用に~~核~~
~~行~~われ、~~核~~両政府間の話し合いの
~~今~~ (話し合いは行われず)

持込の由題に於ては、~~核~~「ウラタン」
が「ウラタン」であること、~~核~~を述べたことに對し

「核」長官より、安保条約の運用に於て
話し合いの持込を、~~核~~

果存はす。本由題に於て、~~核~~米側同行
記者団は余り楽観して、~~核~~

在京米人記者は、~~核~~「ウラタン」
案子も知らぬと述べた。

漢

(回覧番号) 外務省電信案 (分類)

機密表示 (極秘・秘の朱印) 極秘	符号表示 略 平 暗	総第 1224 044-007
第 号	昭和 49 年 12 月 24 日 15 時 08 分発	
新内連絡	大至急・急・普通・LTF	発電係 振

(※印欄内は電信課記入)

夫 一 臣 政務次官 事務次官 外務審議官 外務審議官 官房長	主管 アメリカ局長 安全保障課長	主管局部課(室)名 米局長 昭 49 年 12 月 22 日 記案者 山 電話番号 4476
--	------------------------	---

協議先
下 条約局長 為
下 条約課長 為

在 米 臨時代理大使
総領事 代理 であて 官次 大臣 発
電 在 大使 臨時代理大使 であて
報 総領事 代理

件名 (新内連絡)
東郷事務次官より
17日付貴電部内連絡の件
核兵器禁止問題 核兵器禁止条約の交渉状況
核兵器禁止条約の交渉状況 (2) 閣議参考
詳細書信

(昭和四二七一改正)

GB-1

極 秘
無 期 限
5 部 の 内
2 号

事前協議問題に関する官次大臣ホドソン米
大使会談要旨

昭 50. 3. 19
アメリカ局長 山

3月18日午後、協議のため一時帰国のホドソン
米大使が官次大臣を米訪会談した際、安住奉
約における事前協議問題につき要旨次のとおり話し
合いが行われた(山崎アメリカ局長及びピーター
争奪不可奪)。
(甚だ嫌な(obnoxious question)と前置し、
1. 官次大臣より事前協議問題に関する昭43.4.25
付日本政府見解(所謂藤山マーカーサー口頭了解)
(別添1)
の英訳文を示して、国会における審議の模様を説明
した。自分はこの点を流し上げるから、貴大使は
文意の語を述べ、その内容に異議を唱えないでほしい

たい旨述べらる。

2. これに対しトソン大使は本件文書の内容につき米政府は持て異議があるわけはないが、この際、米政府の考え方を説明したいとして次のとおり述べた。

「米政府は、核問題に関する日本の sensitivity を十分理解しており、事前協議がない以上核の持ち出し」との日本政府の説明振りに協力してきた。しかし米内閣の内部には核の transition につき日本政府は同意を与えている（米内部では ^{この点} consent agreement と呼んでいる）と信じている者が多くあり、日本政府当局者の層々の国内向け説明のいざなりを感じている者も少なくない。日本政府が「持込み」(introduction) につき ambiguities を維持することは、両国政府間には "secret disagreement" をカバーしていることは承知しているが

種々の incidents を通じて問題が絞る pinpoint されつつあり、中々中々踏さる部分 (room) は大きくない。このまま事態を放置すれば、何かのキッカケで真実が暴露され(例えば半側の責任ある地位を認められ)

にあられた人が議会に宣誓の下での証言を求められ、例え秘密会を行わねども、事実が洩れる等の事態が(その際にも)考えられる。日本政府が同意を与えなかつた国民に隠していたか又は米内閣が日本政府を国民を欺いて米内閣のいざなりを受け取らるであろう。かかる事態は安保条約の根幹をゆるがし、米のアジアの posture を非常に悪影響を及ぼすであろう。従って、当面 ambiguities を維持する必要があることは理解がし、また協力の用意があるが、他方、両国の関係者が一緒に坐つて (sit down)

together) 時間的制約を投げす。また一定の前提なしに (昨年10月頃日本政府が検討する試案を基礎とすることなくともよい) 自由に且つ全く confidential に話し合う必要があると考へる。

3. 此れに対し、宮沢大臣は、自分は就任直後、この問題を知り、三木総理とも協議したが、結論は現在の政策は到底変更できぬということであった。

(昨年度は激しい交渉を遂行し) 日本政府が現在の核政策の修正を期するに依り、米艦船の横須賀、佐世保への入港は物理的に阻止され (原子力艦「むつ」の例)、米海軍の基地等に全く使用できなくなるであろう。結局

の政策 現在の ambiguities を維持する外なく、ついでに (別添の talking paper を手交し) この点につき

assurances を与えるから、前記の昭43.4.25 付ヘーパーの内容につき no objection と

いつかいいと述べられた (山崎より米側回答が遅延すると疑念を抱くおそれあり、またいつ頃か出るかわからないので、なるべく早く回答を欲しい旨付言した)。

4. ホトソン大使は、日本政府の直前直後の問題は了解したので、帰国後直ちに本国政府と協議してできるだけ早く回答することといえぬ、が先程申し上げた長期的問題については十分

御検討願いたいと述べた。

5. 此れに対し、宮沢大臣は、御趣旨は了解したので、検討することはいいと述べられ会談を終了

SECRET

1. Against the background of what has taken place in the Diet since Admiral La Rocque's statement last fall, the Japanese Government has been compelled to promise to receive confirmation of the U.S. Government of the so-called Fujiyama-McArthur Understanding, as given in the statement of the Government of Japan of 1968.
2. We are well aware that there is a thorny problem involved in the afore-mentioned Understanding and that its solution is not by any means easy. In this connection, I should like to tell you that the Japanese Government does not intend to change the present policy of maintaining ambiguities for some time to come.
3. It is understandable that your Government feels concerned with our related statements made recently. I take this opportunity to offer to you my assurances that there is not any change in the said policy as was already explained to your Embassy by my officials. I strongly hope that your Government will, on the basis of my assurances, confirm as expeditiously as possible that the United States Government raises no objection to the contents of 1968 statement.

極 秘
無 期 限
部の内
5号

As a result of Diet ^{statements} ~~statements~~ which ~~seemed to~~ contradict our interpretations,

Ambassador Reischauer raised this subject with Foreign Minister Ohira in

1963, in which time Ambassador Reischauer ~~explicitly~~ explicitly stated our

interpretations. On that occasion, Mr. Ohira did not challenge our

interpretations, nor has the Japanese Government done so anytime since.

Despite the contradiction in public statements that the entry

into the Japanese territorial ^{waters} waters for any reason of a naval vessel

極 秘
無 期 限
部の内
5号

carrying nuclear weapons would require prior consultation, we

understand the Japanese Government positions as expressed to us

privately by the Foreign Office to be as follows:

a) The Japanese Government is fully aware of the United States'

interpretations of prior consultation arrangements and of its

implications for ~~vessels~~ visits by naval vessels which hypothetically

might be carrying nuclear weapons.

b) The Japanese Government has

極 秘
無 期 限
部 の 内
号

never agreed with the United States interpretations and, if necessary,

would be forced to deny publicly any assertion to the contrary.

c) The Japanese Government has never challenged the United States interpretations

and does not intend to do so; It also does not intend to ask

the United States to change our present arrangements.

d) The Japanese Government does not intend to ask the United States to

associate itself further with the Japanese Government elaborations.

1. 日米間には
their present
arrangements
何ら変更の必要はない
(上記 a) の
implications
by practical reality
を考慮する)
2. does not
to... intend
(これは intend
= 必要はない
将来 intend
unlikely
等) GA-6

極 秘
無 期 限
部 の 内
6 号

concerning this aspect of prior consultation."

2. 以上に対し、山崎局長より、
とり及之方の氣付きの事と云ふ。

(a) 非公開合意議事録のパラグラフ
2C 項に關するこのように米側の

解釈については、1960年の本保政行
交渉時において日本側は何等

知らずして行われたこと及び

(b) 日本側は米側に対しかへり

米側の解釈を公表したことは、
米側と米側とあり、米側もその
従来

承知と承知と云ふこと、米側の今後

極 秘
無 限
部の内
7号

ともかゝる姿勢を堅持するものと
信じている

旨述べた。
このに対し ^{前公使} ジェスミスは、1960年の

安保交渉當時に日本側からかゝる米側の
解釈を承知していなかったことは

その通りであり、自分の述べたところでも、
米側においてはこの解釈について日本

側に説明しようとした形跡は
ない旨述べた。また、ジェスミス公使は

米側の解釈の公表の可能性について、
全く反論の余地もない旨に明白な

証拠を出して下さったこと等
極めて起り得ないような状況下には
(very unlikely circumstances)

極 秘
無 限
部の内
8号

おのれ字に限り米政府としては
かゝる解釈を明らかにする意図

はなす旨述べるとともに、全く反論
の余地もないような証拠を出した

ような場合には日本側から「従来
からの立場と表明した」とある旨

米側としては、(1) 米側は「態度のみ」
という立場をとるか、(2) 自からの

立場と争うもの「すなわち、とるべき
途は無く、~~米側~~「米側にせよ米政府
の途とせよ」

としては極めて難しい立場におか
れたいと述べていると述べ、かゝる場合

には、日本政府において何等かの
立場と表明する前に米政府と協議

極 秘
無 期 限
許 の 内
号
11

日 本 政 府 の 公 式 発 言 に 米 側 の 解 釈
と 明 ら か に 矛 盾 有 る 点 が 有 っ た ため

ライソワ大使と大平大臣に米側の
解釈を詳しく述べ、同大使は 大平

大臣の米側の立場と了解したと答へ
た経緯がある。現在は、自分等は

よく知っているかと答へていふ (We now
understand this was not the case) 旨

述べた。
さらに ^前 江ノスス公使は、江ノソソ大使の

小笠原 ~~氏~~ 氏に伺う様中、当時
の牛嶋次官に對し米側の解釈を

説明したのに対し、牛嶋次官は日本
側の ~~従来~~ 米側の解釈の是非を
よく知っている。

極 秘
無 期 限
部 の 内
号
12

伺うた (challenge) にとらへる以上
米側からなる解釈をとつても仕方

なるといふ趣旨の返事とした経緯が
ある旨述べた。

5. ^前 コーシス公使は、上記1の答へは
在京米大使館の見解であり、この見解

は 国務省の外に出してはならない。国務省
に對しては、この点の解釈について

日米間に意見の一致がある (there is
no agreement) 旨説明してある旨述べた。

6. ^{太平洋軍司令部の} 小嶋局長より、かつ、^{の教} 甘仔一提督
より米國とには、實際に核兵器を

搭載する艦船を減らし行く方向に
ある旨述べた。とらへる点よく承りか。

極 秘
無 期 限
部 の 内
13 号

と向うにのに対し、ソマリア公使より、
その日 [redacted] カタリニ提督の個人的

な見解があり、実際にはその通りなっている
かどうかは承知していない旨を旨述べた。

7. 山崎局長より、上記1の条約は
艦艇に關するものか4かとは [redacted] したの
(管)

に対し、ソマリア公使より、航空機
の問題については [redacted] 論議の

対象に当たったことであるが、日本を
通過する航空機の換装器と搭載

していることである。仮定の
問題についてもその可能性は旨

旨述べた。

8. 米保長より、換装器の存在については

極 秘
無 期 限
部 の 内
14 号

肯定も否定もしていない政策の再検討
の対象に当たると承知している旨

再検討の結果はどのようになっているか、と
向うにのに対し、ソマリア公使より、

この問題については、国務省と国防省の
間の検討は [redacted] 米政府
(4行中4行)

として正式に再検討したことは [redacted]
[redacted] 旨を旨述べた。

キリンジャー國務長官は、換装器の
存在と肯定も否定もしていない政策

と再確認 (reaffirm) した [redacted] 旨
が一々政権下では [redacted] 旨と再検討

旨述べた。

また、ソマリア公使は、米比基地協定

極 秘
無 期 限
許 内
15 号

については、核兵器の問題及び日米
地位協定への波及の可能性について
米側内部で

十分注意を払う方針と見られており
スパイなどの場合の特殊な問題が生ずる

おそれがある旨述べた。

9. 米局長より、上記1の米側の解釈

については日本側内部で検討の上、^両また
おそれがある旨述べた。米側

に伝えている旨述べた。自合と見な
す間、本件は tacit disagreement の

状態にあると見なされ、
付言した。これは対して、^{外務省はこれと異なる旨}
前

即ち公使とも個人的には同意見
と見なされ、日本側の解釈と見なされ、
米側解釈については、(付言した旨)